

第百四十五回国 参議院財政・金融委員会會議録第十一号

平成十一年四月十五日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月十四日

辞任

補欠選任

岡 利定君
平野 貞夫君
星野 朋市君

出席者は左のとおり。

委員長 勝木 健司君
理事 石渡 清元君
金田 勝年君
広中和歌子君
益田 洋介君
池田 幹幸君

委員

石川 弘君
岩井 國臣君
片山虎之助君
西田 吉宏君
林 芳正君
日出 英輔君
平田 耕一君
浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君
峰崎 直樹君
浜田卓二郎君
吉川 春子君
三重野栄子君
星野 朋市君
菅川 健二君
大蔵大臣 官澤 喜一君

政府委員

公正取引委員会
事務総局経済取
引局長

金蔵再生委員会
事務局長

金融監督庁検査
部長

金融監督庁監督
部長

経済企画庁調整
局長

外務省経済協力
局長

大蔵大臣官房長

大蔵省理財局長

大蔵省国際局長

国税庁課税部長

郵政省貯金局長

郵政省簡易保険
局長

事務局側
常任委員会専門
員

説明員
会計検査院事務
総局第一局長

参考人
日本輸出入銀行
総裁

海外経済協力基
金総裁

海外経済協力基
金理事 篠塚 徹君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○国際協力銀行法案(内閣提出、衆議院送付)

○郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に
関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣
提出)

○委員長(勝木健司君) ただいまから財政・金融
委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
昨十四日、平野貞夫君及び岡利定君が委員を辞
任され、その補欠として星野朋市君及び片山虎之
助君が選任されました。

○委員長(勝木健司君) 参考人の出席要求に関す
る件についてお諮りいたします。

国際協力銀行法案の審査のため、本日の委員会
に参考人として日本輸出入銀行総裁保田博君、海
外経済協力基金総裁篠沢恭助君及び同理事篠塚徹
君の出席を求めたいと存じますが、御異議ござい
ませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(勝木健司君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(勝木健司君) 国際協力銀行法案を議題
といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますの
で、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○林芳正君 おはようございます。自民党の林芳

正でございます。
与えられた時間内でこの法案について質問をし
ていきたいと思っております。

まずは長官にお聞きいたしますけれども、今回
の輸銀と基金の統合ということでいろいろと議論
がありまして、いろんな選択肢の中から今回の統
合ということになったわけでございますけれども、
随分準備もされましたこの法案の提出になっ
たということでございまして、今後、短期的に、
また少し長い目で見た場合の統合の効果というも
のについてどうお考えか、まずお聞きしたいと思
います。

○国務大臣(堺屋太一君) 平成七年に行政改革が
進められました、関係機関の統合が議論されたこ
きにはいろんな組み合わせが研究されたようござ
いしますが、結果といたしまして、この日本輸出
入銀行と海外経済協力基金との統合が最も至当で
あるという結論になりました。

短期的に申し上げますと、組織の面での整理合
理化が図られるとともに、役員数といったしまして
輸銀、基金合わせて現在十七名おりますものを十
二名へと大幅に削減いたしまして、重複している
海外事務所、これが現在両方合わせますと三十五
カ所あるのを二十八カ所に統合いたします。ま
た、総務部門、管理部門の整理統合など組織のス
リム化が行われる、そういう短期的といえます
か、統合に伴う効果が予定されております。

また、中期的あるいは長期的に申し上げます
と、業務の面において従来から輸銀が行ってまい
りました非ODA業務、いわゆる国際金融等の業
務でございますが、それと基金が行ってまいりま
したODA業務、海外経済協力事業でございます
が、これはともに金融に深く関係しておりますの
で、これを同一の機関が担当することによりまし
て資金供与、相手国の経済状況、プロジェクトの

そういうふうな思っております。

○林芳正君 ありがとうございます。

まさにそこをどうやるかによってかなり調達コスト、またそれによって一般会計からどれくらい引く張ってくるかということにつながっていくと思っておりますので、ぜひその趣旨で御指導をお願いしたい、こういうふうな思っています。

そこで、ちよつと個別の案件になりますけれども、輸銀でいろいろなお仕事をやられている中で一つ私が大変重要な案件だと思っておりますものの中にサハリンの天然ガスのパイプラインプロジェクトというものがございます、いろいろな委員会でも御質問をさせていただいたわけでございます。

ヨーロッパが今度通貨統合まで参りましたけれども、最初は石炭とか鉄鋼とか、こういうものをまず協力しながらやっていって、そして市場を統合していった通貨まで来た長い道のりがあるわけでございまして、やはりそういう地産な積み重ねというのが今回の通貨統合までやってきたという、スタートになっておるわけでございます。

ヨーロッパを見ますと、その過程で、一つのエネルギーのライフラインといえますが、天然ガスのパイプラインが縦横無尽にヨーロッパをネットワークしてございまして、一方通行といえますが、一本があるわけではなくてネットワークになっておる。まさにインターネットのような感じでパイプラインがあるわけでございまして、一方、アジアを見ますと、今からだんだんと、二十年三十年おくらせてだと思えますけれども、パイプラインができておる。

そこで、我が国の地理的なものを見た場合に、ちよつと一番端っこにあるものから、日本を入れなくてもネットワークは完結できるだろうと。ただ、我々が積極的に関与していけば日本を入れた形でネットワークができるわけでございまして、別に日本を入れなくても入れてもできるという状況であれば、日本が入っているからできるんだということを積極的に出していかないと日本

なしのパイプラインのネットワークというのができてしまうのではないかとこのように思っております。まして、そういう意味でこのプロジェクトは国際的に大変重要な意味を持っております。国内的にはほかのエネルギーとの調整等いろいろなものがあるわけでございしますが、そういう意味で大変重要な長期的課題だ、こういうふうな認識をしております。

このサハリンの天然ガスのプロジェクトに対して、輸銀さんとしてどういうお考えで、またどういう支援方針をお持ちになっておられるのか、総裁にお尋ねしたいと思っております。

○参考人(保田博君) お答えいたします。

先生御指摘のように、現在、サハリンにおきましては石油と天然ガスの開発プロジェクトが進行中でございます。一つはまた探鉱作業段階にございまして、一つは既に石油の開発を行っておりますが、本行は我が国のエネルギー資源確保という観点から、欧州復興開発銀行、さらには米国の海外民間投資公社とともにこれを融資という形で支援をいたしておるわけでございます。

いずれにしても、この二つのプロジェクトにつきましては、二十一世紀の初頭には天然ガスを開発して対日供給を行うということが計画されておるわけでございます。ただ、対日供給の輸送方法につきましては、先生御承知のように、LNGによるか天然ガスのパイプラインによるかという点について現在関係者間で経済性等を含めて検討中ということでございます。

我々としては、輸送のためのどちらをとるかといったような計画が固まりまして、資金調達についても要請が行われるといった段階になりましたらば適切な支援策を積極的に検討したいと考えております。

○林芳正君 ありがとうございます。

まさに、最初に長官にお答えいただきましたけれども、中期的にはいろいろな出先が日本の先端として、いわば公的な商社みたいな感じで出ていっているところの情報をとったり、また接触の

一番の最先端になるといってございまして。この話もまだいろいろなところを検討して、LNGにして船に載せるのか、パイプラインで引く張のかとか、どれくらい埋蔵の可能性のあるのかとかいろいろな問題があると思っておりますが、恩を売っておくと言ふに非常に言葉があれでございましてけれども、いろいろなものを検討してFISをやっているような段階からそういう知的ノウハウをむしろ提供しているような形をとりつつ、この計画ができていくということになった場合には、もう我が国から、また輸銀が今度は国際協力銀行になるわけですから、国際協力銀行がいないとかなかなかうまく進まないというふうになっておくことが非常に大事なことだろう、こういうふうには私は思っております。

パイプラインのネットワークができないならできないで結構なのでございしますが、できる場合には、もうその幹事みたいな中に必ず我が方が入っておるというふうな状況にぜひしておいていただきたい、こういうようお願いをしておきたいと思うわけでございます。

そこで、もう一つ別のことでございしますが、保田総裁にお聞きしたいのは、輸銀の、こういう仕組みがございまして、ああいう仕組みがございまして、輸出金融、輸入金融、それから海外に対する投資の援助や、また御相談ということがいろいろ書いてあります、それは対日の投資の促進です。

これはもう十年、二十年言われてきたことで、我が国のFDIというのは外に出ていくのとは入ってくるのが一けた以上ぐらい違うのではないかとよく言われておりました、これは輸銀さんや今度新しくできる機関がいろいろな制度融資をつくつたらすぐ入ってくるというだけのものではないと。いろいろなほかのオプスタクルがありますから、そちらもいろいろやらなければいけないんですが、ここはここである制度があります。

大分前ですけれども、ジェットロとアジア研の法案をやったときも、ジェットロのEは、できたときはエクスポートだった、今はエクススタールと言う

そうでございまして、輸出だけじゃなくて輸入も含めて両方やるんだと。読み方は変わっても名前には変わっていないわけでございまして。そういう意味では、外へ出ていく対外投資とともに、外から日本へ入ってくる直接投資についても何らかの制度をつくって、それを誘引するようなことをおやりになっていいのではないかと、こういうふうには思っておりますが、その辺について総裁はいかがお考えか、お尋ねしたいと思います。

○参考人(保田博君) 先生御指摘のように、我が国と海外との直接投資は、一方的に我が国から海外向けのものが多くて、海外から日本向けのものが少ないということが指摘されておるわけであります。基本的にこの問題は関連する企業の経営政策が根本にあるのだと思っておりますけれども、同時に、海外の企業が日本に進出した場合には日本の企業がこれをどう受けとめるかといったような問題もないわけではございません。

いずれにいたしましても、我々の銀行は政府の金融機関でございますので、その業務は法律の定めるところによってこれを行うことになっております。現在、は、広く一般的に海外から日本への直接投資を輸銀が支援するということは許されてい

ないわけでございます。この点につきましては、我が国の国策、政府の方針をいたしまして、多様な手段を講じましてこれを促進するという方向が定まり、そしてその際に豊富な海外ネットワーク、あるいはまた海外への直接借款に関する本行が持つております経験を生かすというようなことでございましてならば、そういう方向で国論が決まるということでございしたら、我々としては政府ともよく相談をさせていただきます。それでゴーということでございます。もちろんよく勉強させていただきたいと思っております。

○林芳正君 ありがとうございます。

今、総裁は、法律には書いてございませんといいことであります。それは私も承知をしておりますが、例えば国内の企業がどう受け取るかと、

これが一つあると思うんです。それで、余り外資が入つてくれれば自分の仕事は少なくなるのかな、これは当然のリアクションでありましようけれども、国論という意味で申し上げますと、企業とそれから雇用というものとあると思うんです。ですから、外資が入つてきて日本で仕事を始めれば、国から全部連れてくるということではなくて、雇用というものもある程度見込まれるのかな、また最終的には消費者というものがどれぐらいその便益を受けるのかというような、こんな立体的なことを考えながら、やっぱり国論という意味では考えていくべきなのかなと思っております。

我が国の利益というのを考えただけでもそういうことがありますし、これは相互関係もございすから、この部分はよく外へ行くというんなことを言われるところでございまして、今度はボールをこっちに投げられたような感じがしたわけでございますが、国論といひますか、ぜひこういう方向で検討できないものかと思うのでございす。これは通告を差し上げてないんですが、政府ということでございしたので、大蔵大臣、何か御感想があればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一) 実は私は、輪銀というのは大抵のことができておりましたものですが、今のようないふこともできないというのを存じませんでした。まことに申しわけないことですが、どうしてできないのかと今思つておりますが、別段やつて悪い、しかし世の中にはいろいろな理屈がありますから、何かどこが悪いところがあるんでしようかどうか、政府内部あるいは輪銀当局でもいろいろ率直にもつと思つておられることがあるのかもしれない。少し聞いてみたい、また国会の御意向もあるかもしれないから、大切な問題提起として承つておきます。

○林芳正君 ありがとうございます。我々も積極的に論議に参加していかなければいけないと思つております。

そこで、またばらばらというんな別々のことをお聞きして恐縮なのですが、ディスクロ

誌にいろいろな決算の数字が出ておまして、その中で一つ、数字としてちよつと気になったといひますが、外国為替差損というものが結構これは数字として大きく出ておまして、例えば八年度でいいますと九億八千六百万と出ておられます。それから九年度は十六億三千九百万というふうに出ておられます。一方でリスク管理はやつております。市場変動リスクは、為替変動リスクについては通貨スワップの利用でヘッジオペレーションを行つておられるというところでありますので、パイが非常に大きいですが、もう少しこの程度かなという感じもするんですが、もう少しこの為替損というものは縮められないものか、また構造的にやつぱりこれぐらいは出るのか、その辺はどうなつておられるのか、総裁にお聞きしたいと思ひます。

○参考人(保田博君) 輪銀の貸し付けには、御承知のように円建てによる貸し付け、それからドル等の外貨建てによるものとございす。外貨建ての融資につきましては、御承知おきのようによ、本行が例えばドルならドル建ての外債を発行することによつて直接ドルを取得します。あるいはまた運用部から借りました円を市場でドルにスワップする、交換をすることによつて外貨を取得して、その外貨を融資に充てるということにしておりまして、基本的に本行が外国為替差益を得ることもないし、差損をこうむることもない、そういう運用をいたしておるわけでございます。

ただ、御指摘のような数字の差損、差益といふものが若干出ておりますが、これは主としてIMFに対して本行が融資しております金額についての技術的な調整が不可能な部分によるものでございす。

それで、九年度につきましては差益が十五億円、差損が御指摘のとおり十六億円と、差し引きマイナス一億円の差損をこうむつておるわけでございますが、外貨建ての貸付残高三兆六千億円に對します一億円ということでございますので、この程度のことにはやむを得ないのかな、御寛容をい

ただきたい、このように考えております。

○林芳正君 私もちよつと為替の益の方は見落としておまして、差し引きするとちよつと小さくなるなどと思ひましたけれども、IMF等の仕切りでそういうことになるのかなと。だれが為替のリスクをとるのかというのは、どこが必ずとらなきやいけないうわけでございますから、これ以上小さくしようと思つと、むしろヘッジをしてそのプレミアムの方が高くなるということもございす。それから、そういうことなのかなと思ひますけれども、いろいろな技術がだんだん発展しておりますので、できることをやつていただいてなるべくミニマイズしていただくというふうにお願ひをしておきたいと思ひます。

そこで、次に、この間の委員会でも話題になりましたけれども、もう一つの二〇〇〇年問題といふのがございまして、最近では郵貯の戻りがありまして二〇〇〇年問題は三つあるんだということも聞くわけでございます。

特にキリスト教国の間でのミレニアムというところで、特に貧しい国といひますか、ODAを出しているところをリスクではなくて、全部棒引きといふお話が出ておまして、この間も、たしか益田委員と日銀総裁の宗教論争があつたわけでございますが、大変興味深く拝聴したわけでございます。

これは、宗教的理由はあるにせよ、結局もしやることになつたならば、いろいろな対応を考へておかなきゃいかぬ、こういうふうにお思ひます。我が国は大変にたくさんお金を貸しておるわけでございますから、大きな問題としてとらえていかなければならぬと思ひます。

改めて、きょう長官がお見えでございますから、長官にこの議論全般についてどういふふうにお考えか、まずお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(堀内太一君) 委員御指摘のように、二〇〇〇年に向けては債務の削減を行つたらどうか、特に最貧国、最も貧しい国々に対する有償資金につきまして債務削減を行つてはどうかというところを、欧米を中心としてそういう議論が出て

いることは承知しております。

最貧国の債務問題につきまして、日本といひましたけれども、これから開発と自立にも配慮した形でいろいろと対処していかなければならぬ問題だと思ひますけれども、具体的には、援助している国々でパリ・クラブというのをつくつております。そのパリ・クラブの枠組みにおいて、諸外国と協力して債務問題について議論していくことにならうかと思ひます。

日本といひましたのは、実質的に債務削減と同等の効果をあらわします債務救済無償資金の提供というふうなことも行つております。この場合は、日本の債務を返してもらつた方について無償の方を差し上げることで、結果として効果があるんですが、返してもらつた方が先で出す方が後になる、その間のつなぎの問題はあるようございまして、そういう問題も検討の必要があるかと思ひます。

また、世界銀行やIMFに設けられております債務救済のための各基金へ拠出したしまして、そういう点で振りかわりというふうなことも考えられるし、行つてきております。さらに、当該諸国の債務管理能力を向上させるための技術援助あるいは人材支援というふうなことも行つております。

一般的に、基金の円借款のような有償資金による援助ということになりますと、自助努力というのをやはり中心に考へてやつてきたものでございすので、これを安易に棒引きするというふうな方法になりますとモラルハザードを引き起こすというところもございす。また、Aという国についてやるとBという国にどうするかというふうな連鎖反応の問題もございす。

そういうようなことを考へまして、円借款の債権放棄につきましてはかなり慎重にいろんなことを考へて考へていかなければならぬと思つておりますが、先ほどのパリ・クラブ等諸外国の問題もございまして、ケルン・サミットに向けましてこの問題につきましては議論を深めていって

何らかの結論といえますか方法を考えるものだろうというようになことを考えております。

我が国にいたしましては、やはり債務国の自立と発展に留意しながらモラルハザードが起らないように、本件については引き続き検討していかなければならない問題だと承知しております。

○林芳正君 ありがとうございます。

今、長官は大変に大事なことをおっしゃったと思うんです。お金を貸したものを棒引きにした場合に、モラルハザードというものが必ず出てまいりまして、返さなきゃいけないと思うから逆に大事に使用して、そこから何かを生み出そうというようにインセンティブも出てくるわけでございまして、有償と無償というのはそこで大きな違いがあるというふうに思います。

もう一点、Aという国では棒引きしてあげよう、これもいろいろ程度がございましょうし、Bという国にはどうするかというところで、いろいろ不都合が出てくるのではないかと、まさにそのとおりだということに思います。これはキリスト教だということではございますが、我が国も、例えば恩赦みたいなものがありまして、これは罪を軽くしてやるのかなんとか、そういうことは私も記憶があるのでございますが、恩赦で借金を棒引きにしたというのは余り記憶がないのでございまして。それはちよつとどうでもいいことでございまして。

そういう意味で、モラルハザードと、それからいろんな人に対してどういうバランスをとるのかというのが大変に大きな問題になってくるのではないかなというふうに思いますけれども、大蔵大臣にはこの間別の委員からの御質問にも御答弁があったようでございますが、重ねてこの件につきまして、今度ケルンのサミットにどういうふうに対応していかがいますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 最貧国に対する債務の削減というのは、過去にございました何回かのサミットでも、殊にサブサハラについて話が出ておりまして、何がしかのことはいたしたことがござ

います。

今度の場合はミレニアムということでございまして、私は、ミレニアムなら紀元一〇〇〇年にやったことがあるのかねと。多分そういう記録はないと思いますが、しかしミレニアムということである。別に我々、宗教が違ふから同調しないというふうな考えを持てはおりません。そういうことはどっちみち機会があれば悪いことではないんですから、皆さんそういう気になられるということは悪くないと思います。

ただ、我が国は最大の援助国でありますことのほかに、先ほども堺屋長官が言われましたが、財政法から申しますと、債務免除ということではできないというのとは基本でございまして。政府の金、財政から出ております部分はやはり政府資金でございまして。輸銀や何かの場合はそうではございせんけれども、今度輸銀自身の御自分の経営の問題がございまして、殊に前の法律の問題は、それをくぐりますためにかわりに無償をお渡しして取りかえるというように過去にいたしました。今度の場合、かなりスケールが大きいたしたりますと、そういうことを大つぱらにやることが国内法との関係でどうかという問題がどうあるように思います。

と申しまして、大勢は何となくそういう方に向かつておりますし、我が国がある意味で一番大株でございまして、動向というものは当然に注目されることになる。いろんなことからいって、そういう大きな流れに逆らうことはあれこれ考えて私はどうも得策ではないように思っております。ただ、我が国が持つていられるそういう問題はよく関係者にわかつてもらわなきゃなりませんし、その上で国内的にどういふことができるのか、今の法律関係のことでございまして、はつぽつとも検討しておきませんと時間がだんだん迫つておるといふのが現状だと思ひます。

○林芳正君 ありがとうございます。そこで、せっかくきょうは輸銀と基金の総裁がお見えでございますから、仮定としてお答えにく

いかもしませんが、そういうような方向になつたとした場合に、輸銀の場合はそれほど大きな額じゃないかもしれませんが、現行の法体系の中でどういふ會計上の処理、財務上の処理を行つて、そういうことができるのかできないのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○参考人(篠沢恭助君) 私どもでは、円借款の債権を免除したという実績は、ただいまのお話からもお察しのとおりないわけでございまして。これは、先生御承知のとおり、債務の長期繰り延べ、いわゆるリスケジュール、これによつて対処をしておりまして、また大変債務返済が困難に直面をしておりまして、また上国の場合は、たびたびお話が出ておりますような債務救済無償が供与されているというふうな承知しているわけでござい

ます。そこで、ただいま御質問の、仮定の話ではございしますが、債務削減が行われた場合ということでは、円借款につきましては一定の予算措置をい

ただきまして、当該相当額というものを基金の内

部規定に定められた基準で貸倒引当金の取り崩し

という形をとつて償却をするのははなから、こ

のように思つております。

これまで私も持つております貸倒償却金は

比較的小さいものでございまして、この三月末の決算

の見込みでございまして、五十八億九千九百

万、約五十九億円という残高でございまして、

いわゆるそのような措置が大幅に行われるという

Aの債権でございまして。これに対して、仮に元本削減が行われる場合の本行の対応ということにつ

きましては、篠沢総裁が基金の場合としてお答えになつたのと全く同様であります。

ただ、ごくわずかでございまして、輸銀の非ODA債権の中にもこれら重債務貧困国向け

のものが若干ございまして。これらにつきましては、輸銀が現在持つております一般の貸倒引当金

のほかに、特定海外債権引当金も若干持つておりますので、万一の場合にはそれらを取り崩して対

応する、こういうことにならうかと思ひます。

ということになかならないと思いますし、この事業体なんというのは全くそういうものとは違いうわけでございますけれども、一方でむしろこういうところを少し助けてやるという方が実体経済上は非常に意味があるのではないかとということも言えるわけでございまして、この点につきましてどういう現状になっておると認識されておられるか、輪銀の総裁にお伺いしたいと思います。

○参考人(保田博君) 現在、インドネシアの電力部門では、御指摘のとおり、一昨年来の通貨危機によりまして国営電力公社の資金繰りが大変苦しくなっております。そのことによりまして、IPPとの間で結ばれました買電契約の義務履行がなかなか難しくなっているというところは御指摘のとおりでございます。

我々は、現在、アジア開発銀行と協調融資をすることにしまして、インドネシアの電力開発部門の改革プログラムというものをつくらせまして、そのプログラムを履行することを条件としてお金を貸しますというのを現在やっております。金額の規模はアジア開発銀行が四億ドル、輪銀が四億ドル、合計八億ドルでございますけれども、そういうことを通じまして国営電力公社の財務の再建を支援するという方策を実行中でございます。

○林芳正君 ありがとうございます。

まさにそういう頑張ろうとしていて、いろんな事情で大変苦しいところにも目配りをしておいていただかないと、一番貧しいところは大変な問題でありますけれども、そういう問題も出てくるというところでございます。まさに今度は、一番貧しいところから自分で頑張っているところまで、輪銀と基金が一緒になればトータルで見られるようになるということだと思っております。これも冒頭にお聞きしました中期的な統合の効果ということが生かされるように、ぜひ積極的な対応をお願いいたします。用意した質問は終わりましたので、私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○峰崎直樹君 最初に、三月三十一日だったと思いますが、大蔵省の財務官が、現在、我々立法院のレベルで、議会のレベルで与党自民党、公明党、そして私たち民主党との間で財金分離問題を議論しているそのさなかに、今どき財金分離を議論している、ばかかなことをしていると、こういう発言があったやに新聞報道を通じて聞いたわけがあります。

事の真相はどうだったのかということをおまづ明らかにしていただきたい。

○政府委員(溝口善兵衛君) 三月三十一日に都内で読売新聞社主催の国際フォーラムがございまして、そこに榊原財務官が出席してお話をしたわけでございます。

問題は欧州の通貨統合の関係のお話でございます。欧州で通貨が統合されて、金融については欧州の中央銀行ができたというようなことになっていきますが、財政の方は各国それぞれがやっております。そういうようなことで金融と財政の調整というのが欧州でも話題になっているといいますが問題になっているというような話がございまして、そういう議論の中で御指摘のような発言があったわけでございます。

この点につきましては、榊原財務官も非常に不意なかつ不適切な発言であったということによって本人も深く反省をしております。本意ではなかった、申しわけないということと反省をしているわけでございます。

そこで、翌四月一日には、大臣、事務次官からも本人に厳重に注意をいたしましたところでございします。さらに、官房長官のところにも榊原財務官が参りました事情を説明し陳謝をいたしました際に官房長官からも注意をされたということでございします。

○峰崎直樹君 宮澤大蔵大臣にお聞きしますが、どういう注意をなさったんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 本人から事情につきまして説明がありましたので、それはもう弁解の余地のない誤った発言である、今後よく注意をして

もらいたいと申しました。

○峰崎直樹君 弁解の余地のないという中身は、どういう意味で弁解の余地がないということですか。

と申しますのは、この議論は、昨年の九月十八日、たしか金融問題を議論しているときに、総理官邸に私どもの代表や各党がそれぞれ行って、そして金融と財政のあり方についての議論もやろうというところで、総理大臣みずからそこにおられ、そういうことの議論をやるということでは実は開始をしたわけです。その約束の延長線上にあるわけですから、そういうことは、総理大臣みずから、つまり内閣の最高責任者みずからこれは議論しなきゃいけない課題だというふうに言ったことがばかなことだとなったら、これは一体内閣としてはどういう考え方で臨まれているのか。大変私は重大な問題だと思っているんですが、その意味で、どういふ内容で、今おっしゃられた中身を判断されているのか、まずお聞きしたいと思うんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) この問題は、各党の合意でもあり、したがってまた政府の方針でございます。それから、一財務官がそれについてどう言おうと政府の方針が変わるものではありません。また、方針を真つ向から批判するというようなことは、これは弁解の余地のないことであると思えます。

○峰崎直樹君 そうすると、そういう政府の最高責任者である総理大臣も、もちろん大蔵大臣も、そういう協議に入るといふことを認めてやったことに対して、ある意味では弁解の余地のない発言をなさったということについて、申しわけなかつたか、そして厳重注意ということでも済むんでしょか。どうもそのあたりは政治の側が毅然たる態度をとって、これは当然罷免に値する問題ではないかと私は思うんですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 本人が自分の誤りを認めておりますし、また私から厳重注意をいたしました。これが国家公務員法上の罷免に値するかどう

うかということとは私はつまびらかでございせんけれども、少なくともこの発言に関する限り、本人は自分の誤りを認めておりますし、それによって政府の方針が何ら変更するものでありませんので、そういう意味では、私としては注意をすることによって本人が自分の非を改めるということになつてまいかと考えております。

○峰崎直樹君 こういう発言が出てくる背景というのはいくつかあるんだろかなと。

つまり、ある意味では国会というところで、内閣の最高機関だと四十一條に規定されていまして、そこで議論され始めてきたことに対して、当然、行政の側におられる方々がそんなばかかなことではないと、もちろん個人的に判断されることについてはいささかもそれを私は否定するものではないと思っております。しかしそのことを公然とセミナーの席上で口にされるといふことは、これはある意味では官僚の側の、国会というものの対する明治以来ずっと続いているいわゆる官僚中心のシステムというものが何ら変わっていないかということとを私はやはりあらわしているのではないかと気がするんです。

昨今、三党のいわゆる財金分離問題についてはきょうあたり決着するとか新聞に出ていますけれども、これからいよいよ副大臣だとか政府委員の廃止問題が入ってきたときに、当然そういうものをやめていかなきゃいかぬというときにこういう問題が起きてきているということについて、これは私は、宮澤大蔵大臣、政治家として、いわゆる選挙で選ばれた側の責任者として、明治以来続いている官僚中心のシステムと言われてきた過去のそういうものについてどのように考えておられるのかということについて、大蔵省の責任者としてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 榊原君の発言は大変遺憾なことでございましたけれども、しかしそれが峰崎委員の今言われるような大きな流れから見ますと、もう明らかに国会と官僚との関係といったようなものは非常に変化をいたしてきておりまし

て、このような発言というのはいわばごく限られたケースであろうと、全体の流れがこういうことになっておるとは私は全く考えておりません。だからといってこれを認めるという気持ちは全くございませぬが、それは全体がこういう一種の不服従の流れになっておるといふふうには全く考えておりません。

○峰崎直樹君 私は戦前の歴史をそれほど詳しく知っているわけはありませんが、ずっと物の本を読んでみたりしますと、各局長、あるいは内務省でいえば警保局長とかそういうポストが文官任用ではなくて政治任用になっている時期もありまね。原敬さんという岩手県選出の総理大臣が山県有朋との間で、熾烈な攻防で文官任用と政治任用というものの角逐をやっております。

そういう歴史をずっと見たとき、これから先は私見になるのですが、ある意味では財務官であるとかあるいはそういう局長以上のポストになつてきたときには、そこに立つておられる方々の発言というのはどうもやはり通常言われている国家公務員の一般論の範疇ではもうおさまらないところまで来ているのかなと。そういう意味では、場合によつてはそういう方々までこれは政治任用というところに広げていくというか、もちろん政と官との非常に難しい問題があるしこれからの議論になるんだろうと思うんですが、私はやはりそういう大きな問題を醸し出しているような気がしてならないわけでありませぬ。

これから副大臣問題とか政府委員の問題とか、こういった議論の中でもこの種の構造問題というのはいちいち立ち入っていかなくはいかぬと思つておりますが、ぜひ私は、きょう願わくば参考人として横原財務官に直接内容的な問題で、どうしてこのような発言をされているのかということについてお聞きしたいと思つておりました。

委員長、きょうは何か聞いておりますとアメリカの方に出張しておられるということなので、もし次回の際に参考人として出ていただければ、ある意味ではそういった問題、どうしてそういう

発言をされたのか、どういうふうにはばかな内容だったのかということについてぜひ次回お聞きしたいと思つたので、よろしくお取り扱い願ひたいと思ひます。

○委員長(勝木健司君) 理事会にて協議させていただきます。

○峰崎直樹君 きょうはもう一つ、めつたにこの委員会には経済企画庁長官はお見えになりませんので、少し景気の話についてお聞きしたいと思つております。

最近、日銀短観の最新の発表がありまして、さらに昨日ですか、経済企画庁長官、景気の診断を出されましたけれども、今後の景気見通しというのについて一体どのようなふうにとらえられているのか、まずお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(堀内正二君) 我が国の景気はバブル崩壊以来長期低迷でございまして、九五年、九六年ごろには少しくよくなったのでございまして、九七年の初めからまた悪化してまいりまして、去年の十月ぐらいいはかなり厳しい状況がございまして、

小淵内閣は、発足以来これに對しまして最大限の速度と規模で対策をとりまして、国会の皆様方の御協力を得まして、まず金融再生法案、金融健全化法案を通過していただきましたし、また中小企業の信用保証制度の拡大等も行いました。

十一月十六日には緊急経済対策を立てまして、これを第三次補正予算として通していただきました。十一年度予算も早々と通していただきました。その中で、公共事業は前年度に比べて五%ぐらいい上回る、これに公共事業の準備費を、五千億円ぐらいい準備費を加えますと一〇%ぐらいいふえるわけでございますが、そういうのを前倒しで大いにやつてまいりました。その結果、去年の暮れあたりから公共事業の実行がかなりふえております。

また、ことしになりましたからは住宅減税措置等の効果があらわれまして、住宅金融公庫の金利を比較的低く抑えていただいておりますこともございまして、住宅の動きも活発になってまいりました。去年の暮れから消費でも、一部コンピュータとか白物家電でございまして、軽自動車なども動いてまいりました。

私は、そういう情勢をとらえまして、経済は極めて厳しい情勢ながら一部に変化の胎動が見られると去年の十二月に申し上げさせていただきました。それから三月ほどたつて、かなり胎動が広がつていまして、住宅建設などもことしに入りまして、かなり活発な動きがあるようございまして、胎動が鼓動ぐらいいになったのかなというような感じを持っております。

もちろん、消費も全般的には低い水準でございまして、前年度をまだ下回つております。それに肝心といひますか非常に影響のございまして設備投資が依然として低い水準にございまして。従来、景気の回復のときに先導役を務めました輸出も、アジア諸国の低迷等でそれほど伸びないという状況でございまして、決して樂觀を許すものではない、大変重要な時期を迎えているという感じでございます。景気は依然として厳しいがそろそろ下げどまりの状況に來ているのではないかと。これで、アメリカの景気等が続いてくれまして政府の政策上の効果が続きますれば、回復の方向に向かつてくれるんじゃないかと折るような気持ちで期待しているというのが正直な現状でございませぬ。

○峰崎直樹君 今お言葉の中で下げどまりということですね。ということは、もうほぼ大体これ底を打ったぞという、そしてまたそのことを折りたいというふうな、最後はしかし神頼みに近いようなところが出ています。今おっしゃられた中身をずっと聞いていますと、私もそのとおりだろう、事実そうだろうと思ふんです。最近出た日銀短観を見ても、回復の問題というのは当面の問題よりもことし下期に大体回復するだろうという全般的な見方、売り上げ高とか収益計画を見るとそんなふうに出てきているんです。

そこで、一つ一つ点検してみたいと思つていますが、民間設備投資というのは従来最も景気を牽引する力があつたと言われているんですが、これは今おっしゃられたように極めて厳しい。そうすると、今設備投資は過剰設備だとよく言われる。どのぐらいい過剰設備だろうかとか経済企画庁は判断しておられるんですか。

○国務大臣(堀内正二君) 設備投資の過剰額がどれぐらいいかというのは、計算の方法はいろいろございまして、明確に何兆円と申し上げることは非常に難しいのでございまして。四十兆円、八十兆円、百二十兆円、民間のシンクタンクを含めていろいろなものがございます。

といひますのは、現にある設備を全部そのまま生きた設備としてみなして今の生産額との差をとるのか、あるいは現にある設備の中でも既に老朽化していて実働性が低いものなのか、あるいはそれが借金を背負つていっているのかどうかというふうな見方がございましてさまざまございましてけれども、この過剰設備を一方で廃棄し整理していかなければいけないのは事実なのでございまして、それが完全に終わるまで設備投資が始まらないということではなかつて、やはり古くなった、需要に合わなくなつた設備は廃棄して、そして新しく需要の起つてきているところ、例えば今でいいますと液晶でございましてとか、そういう分野ではかなり新しい動きがございまして、そういう設備投資が出てくると思ひます。

この下げどまりといひますのは、依然として下げ続けているものもありまして、上が上り続けているものもありまして、その総合として申し上げていることとでございまして、設備投資が何兆円過剰で何兆円不足しているのかという数字を挙げることはまことに難しい問題でございまして。

○峰崎直樹君 たしか新聞に、経企庁の予測だったか、八十七兆というふうな数字が出ていたのですね。その数字をおっしゃるのかと思つて期待していたんですが、そのことは別にしまして、どうもいろんな数え方があるようですが、いわゆる過剰

設備を抱えているということは間違いないと思うんです。

ですから、いわゆるこの設備過剰をどうするかということで例のデット・エクイティー・スワップですか、そういった手法をとろうとかいろいろ出てきています。それがおよそ約八十七兆から九十兆というふうに言われていますが、それ以外に年金の企業積み立て不足というのがこの二年の間に解消しなきゃいけないのが約七十兆あるというふうに私も聞いています。

そうすると、こういったある意味ではサプライサイドといいますが、供給側のところにはこの二つ合わせると百六十兆。そして、最近の土地価格もまた下がりまわっているという意味でいくと、どうも一番新しいエコノミスト、三菱証券のチーフの方が分析しているところを見ると、過剰債務はまだ今約百五十兆ぐらいあるだろうと。ずっとそういうことをたどっていると、今一見よさそうにいか、株価はもちろん少しなっています。私が見ていると、どうもやはり住宅が少し、いわゆるあれだけの減税とかさまざまな措置をとりまして、何でもありという形で減税の効果はきいています。それから公共事業も恐らくきいてるんだと思います。そして、さっきおっしゃったように貿易収支が見る今黒字がずっと減ってきているし、数量的に言うとかなり輸入数量がふえて輸出数量が減っているというよう動きが出ております。

こういったことを考えると、率直に、これは長官にまたお聞きしたいんですが、そういう公共事業がきいてある、あるいはある意味ではいい条件が多少出てきているけれども、どうもそれは年の前半ぐらいじゃないか、あるいは年度の前半じゃないか。後半になってくると思われるんですが、この点、経企庁長官としてはその見通しについてはどのように考えておられますか。

○国務大臣(堺屋太一君) 今八十七兆と言われましたのは、従来の設備投資の伸び率と最近の不振

で需要が減った分との差を機械的に出したものでございまして、それをそのまま経済企画庁の公式見解と申すわけにはまいりませんので、ちょっと新聞紙上でそういう数字が出ておりますけれども、あれは一定の式に当てはめただけのものでございまして、参考程度にはしていただいてもいいんですが、必ずしも公式見解と見ていただきたくはございません。

また、年金の問題につきましては、これは別途厚生省その他が計算しておりますので、ちょっと別の問題とさせていただきます。

いずれにしても、今企業が過剰債務を抱えている。全部の企業ではありませんが、そういう企業がかかり多いということは事実でございますし、この過剰債務にまた過剰雇用がついていてという問題もございまして。

そういうことから設備投資が今抑えられているという状況があるのは事実でございます。先生御指摘のとおり、公共事業とか住宅とか、政策的にこ入れしているのはいいけれども、それが息切れをするという説は、説としてはございまして。しかし、経済全体の六割以上を占めるのは消費でございます。この消費が上向いてきてくると、かなりそういう意味では経済全体が大規模なものになるんじゃないかと思えます。

それからもう一つは、やはり設備投資にいたしましても、古いものは廃棄し、それによつてもちろん企業の経営その他の問題がございまして、これに対してどういうような手当てをしていくかという問題はあります。一方では、液晶であるとか、半導体であるとか、あるいは情報通信でございますとか、そういう点での設備投資が出てまいります。

今、設備投資計画を見ますと、二けたの減が出ておりますけれども、設備投資というのは最初計画の決まっていたところが出てこないものですから、時期がたつにつれて上方修正される傾向の癖のある数字でございますので、今の世界情勢それから国内の情勢がうまくいきますれば、これは

後半に至つても他の民需、特に消費などにバトンタッチできるんじゃないか。ただ、先生御指摘のように、息切れの心配は全くないと言いつける状態ではないことも事実でございます。そういう点も注意深く見ながら経済運営をやっていききたいと考えております。

○峰崎直樹君 ところで、いろいろ不安要因があるが、確かなことというのはあると思うんです。企業倒産がこれだけ激減しているというのは三十兆円の信用保証協会の枠が効いている、この中身が問題だと私は思いますし、今後どうされるのかということについては大きな問題だと思ふんです。

それは何かといいますが、これは大蔵大臣にまたお聞きしたいと思つていますが、年度で見たと、平成十年度と平成十一年度を比べてみると、昨年は十五カ月予算を組んで、年度予算からすると、恐らくここの年度予算は補正予算を組まなければ絶対額からしたら下がります。つまり、平成十年度予算というのは補正を何度も組んでいますから、三月三十一日で区切った数字と、それから今年度予定しているものは補正予算を組まなかったら下がりますね、これは。それはどのようにお考えになっていきますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほど経企庁長官が言つてらっしゃいましたが、例えば公共事業等予備費五千億等々見ますと、公共事業の支払いは一〇％プラスぐらいになっておりますから、全体として見て、私は補正予算を組む必要があるというふうに今考えております。恐らく御指摘の意味は、経済の動向を見ながら十二年度の予算編成をどのようにしていくかということに関係があるのかもしれないが、ただいふところ、補正をするというふうなことは私は考えておりません。

○峰崎直樹君 何だか大蔵大臣のトーンが、きょうもいろいろ新聞を読みますと、去年の年末のある意味では何でもありという感じの財政運営から、途端にこれはサプライサイドに随分変わられたのかなというふうに私も思つていてるんです。

す、事の是非は別にして。

ただ、我々のこれからの見通しの問題に関して、企画庁長官も注意深く見なきゃいかぬということでおられるわけですが、確かなことというのは、そういう財政支出の波及効果が最近著しく落ちてきているというふうに言われていますし、地方に行つてみると、確かにこれは雇用を維持するために何か公共事業がずっと続いているようなニュアンスが非常に強くなっているわけであります。

そうすると、新しい経済というものが、先ほど液晶であるとか情報通信のことをおっしゃったんですが、どうも情報通信だけだと息切れし始めてるんじゃないのか。というのは、さっきの短観の数字を見ても、この情報通信で大企業が最近のプラスだけれども、これからDIを見ると、先行きはゼロになってきているということで、マイナスイーという数字が一番新しい短観で出てきています。これは情報通信だけなんです、将来見通しで下がってきているというところは。

だから、そういう意味でいうと、期待していたいわゆる設備投資を引っ張ってきたと言われている部分のところが落ち込んできている。そうすると、新しいリーディング産業がなかなか出にくるものではないのかもしれないんですが、財政支出で支えたものが平成十年度で支出したもののより今年度が少ないわけですから、当然その分のけたがどんと下がってまいります。

そうすると、これは当然補正予算を組まなかったら景気は落ちますよという圧力が来ますが、それでも宮澤大蔵大臣は、いやいやそれはもう景気が少々落ち込んでいてもある意味では補正予算はもう組まない、補正予算を組んだら、また国債を出したら、長期金利が上がってかえって大変景気にはマイナスになる、そういう判断の上で出さないうち、こうおっしゃっているんですか。それとも、いやいや去年から十五カ月やってその様子をまづ見てみようよと。善でも、何かきょうおっしゃっていましたが、手を打つてすぐばつと応じて

るのは下手なあれで、じつとよく見てその上で手を打つのがプロなんだよ、ある意味ではそういう見方で補正予算を組まないとおっしゃっているのか、どちらなのでございましょうか。

○国務大臣(宮澤喜一) 御存じのことでございますけれども、十年度の第三次補正、この公共事業は大部分支出は今年度、これからの支出でございまして、そういう意味では落ちているというところを申し上げておきます。やはり累積効果というものがございまして、単純に一つの年度と次の年度を比べて見れば、そういふものではないかと。私は経済というものはそういうものではないだろうと。やはり長いことやってくればその累積の効果というものは必ずあるというふうに思っていますし、殊に今申し上げましたように、公共事業の支出は補正分が大部分のことになるということも大事な点だということに思っております。

それで、峰崎委員のおっしゃいますことは、私も実際そういうふうにご覧になることがあるわけでございますが、結局設備投資というものはいろいろあるけれども、こういう過剰投資がある間は全般的には設備投資が勢よく引つ張つていくというところは製造業も非製造業もとも余り期待はできない。ですから、消費がどうなるかということになっていくわけでございます。

これだけの過去のいろいろな累積効果がこれから消費にどう影響を及ぼすかということについて考えますと、雇用が悪くなればこれはどうしてもプラスだというふうには言えない。そこはどうしても考えておかないといけないと思います。その上で、消費にどれだけの期待ができるかということにどうも尽きていくわけでございます。それから、ある意味での資産効果というふうなものも多少は出てくるかもしれない。それはしかし、まだ不動産についてはそういうことが見えませんが、それでも、そういったようなことが多少ずつ出てくるのであろうか。あるいは大分いわゆる節約が続いておりまして、消費性向が多少でも動いて

くるのだろうかといったようなことが結局これから将来を分けることになるだろう。企画庁長官がおっしゃっていることは私は全面的にそうだと思つて何つておりますけれども、一つ一つ設備投資は大丈夫か消費は大丈夫かというふうにおっしゃつていきますと、なかなか太鼓判を押して大丈夫でございましてそれは申しかねる状況であるというところはわかつております。

しかし、そのことはそれならば補正予算を組めば変わっていくかといふと、私はそういうことではないだろう。既に九兆円の減税を行い、あるいは金融機関に七兆円余りの公的資金を投入し等々、いろいろな政策の累積的なあるいは相乗的な効果というものは決して無視できるものではないだろうというふうにご覧になって、その効果がこれから日本経済に出てくると私は考えているものでございまして、すぐに今石を打つ時期ではない、打った石の相乗効果あるいは乗数効果を見ているべきものであるというふうにご覧になっているわけでございます。

○峰崎直樹君 まだまだ本当なら議論したいところですが、本来の法案の方の審議がございまして、この点は広中委員の方に譲りまして、最後に、念押しになるわけでありまして、補正予算を組む、組まないのことに付いては今の段階では全く考えていないということで大蔵大臣の判断はよろしいということですね。

それについて経済企画庁長官は、十五カ月予算を組んで公共事業を実施施行するのは今年度だと、こうおっしゃつておられるんですが、平成十年度予算に比べて平成十一年度予算の方がマイナスになってしまふということ、これは景気ということを考えてはどうか、これは景気ということ、景気のこれから先の見通しというのか、その点を注意深く見られておられるでしょうか、それだけをお聞きして私の質問を終わらせていただきます。○国務大臣(堀内太一) 大蔵大臣が御指摘になりましたように、平成十年度の第三次補正予算と

いうのは昨年の十二月に決定していただきましたが、これが各地方自治体に回つてことしの初めに施行されております。これは十五カ月予算ということで、計算するとどれぐらいのものになるか、また十一年度から十二年度の方に繰り送るものもどれぐらいになるかというふうな点もございまして、小渕総理大臣の御指示もございまして、現状がどうなつておるか、今フォローアップ調査を我々の方で丹念に行つております。

そういうことも見まして、これからの景気の判断、これは日本だけじゃなくて外国の問題もございまして、いろいろな点があるのでございまして、私も、そういうものを注意深く見守つて、これらの財政運営、これも予算だけではなしに金融の問題もございまして、規制緩和の問題もございまして、そういったことを総合的に判断して考えていきたいと思つております。

いずれにいたしましても、やはりことしはプラス成長にするということは非常に重要な政策と私は考えておりますので、総合的に判断しながらこの運営をプラス成長に持つていくようにしたいと思つております。

○国務大臣(宮澤喜一) 先ほど公共事業の支出の話がございまして、十年度の支出は十一兆四千万円でございますが、十一年度は十三兆四千万円を見ております。ただ、この十三兆四千万円がある程度、多分五割ぐらいは次の十二年度に繰り越されるということがございますので、そういうことになりますと、十三兆四千万円は十二兆七千万円ぐらゐになります。したがつて、十一兆四千万円に對して十二兆七千万円、これは支出ベースでございまして、多分これに大きな変化はないように思いますが、これでこの点はいんどうというふうに見ておりますが、重ねて補正予算を組むつもりはないのかとお尋ねでございますから、ただいまそういう考えは持つておりません。

○峰崎直樹君 ありがとうございます。
○広中和歌子君 堺屋長官は経済改革、行政改革に大変熱心な方であつたと思いますが、その方

が経済企画庁長官になられた、そしてきょう審議されております国際協力銀行法の主務大臣である、そういう状況の中でまずお伺いいたします。

行政改革の一環として行われた特殊法人の改革と統合でございまして、なぜ海外経済協力基金、OECEと輸出銀行の統合なんですか。例えば、同じ金融機関の統合であるならば開銀と輸銀という考え方もあつたでしょうし、ODAという観点であればOECEとJICAという考え方もある。なぜこういう組み合わせ、OECEと輸銀の組み合わせを選ばれたのかということについて御感想をお伺いいたします。

○国務大臣(堀内太一) 行政改革を決める際にいろいろな選択肢が検討されたと思つております。広中委員御指摘のとおり、金融機関ということで開発銀行と輸銀という案も出たし、JICAと協力基金という案も出たようでございますが、いろいろと比較検討した結果、海外の金融関係を取りまとめることの二つの輸出入銀行と協力基金を合併させることが一番いいという結論になつたと思つております。

そういたしますと、当然ながら特殊法人の整理合理化ということも進むわけでございますけれども、それによりましてやはり海外における金融あるいは物流を通じて非常に大きなノウハウが蓄積される。これから日本が世界の国々に経済の面で貢献していくためには、単にお金というだけではなしに、それぞれの地域に対する専門的な知識、環境の問題でございましてとか民族性の問題でございましてとか、そういう情報と知識を蓄積するためにはこういう組み合わせが一番いいんじゃないか。

では、JICAはどうしてかということですが、これはどちらかというと技術専門でございまして、こういう金融系の情報、ノウハウを収集する機関を一つにまとめるのが最善だという結論になつたと思つております。

○広中和歌子君 この二つの機関の統合については国民の理解が得られないんじゃないかというよ

うな考え方もございます。

そもそも輸銀の業務の一部であったODAを分離して、これは一九六一年と聞いておりますけれども、OECEに移管された。その理由というのが、融資業務とODA業務とを同一の機関が扱って持つことに対して国際的な批判があったからだということをお聞きしております。それなのに、また今度はものとさやにおさまるといふんでしょ、か、そういうような感じになりますからやはりおかしいんじゃないか。だから、当初、大蔵省も経済企画庁もこの二つの統合、つまりOECEと輸銀の統合には反対なさっていたんじゃないかと思っております。

それに、米国では、我が国の輸銀に当たる米国輸出入銀行が商業ベースで融資を行っている一方、我が国の基金に当たる米国開発援助庁、US AIDは海外援助を行うというふうな役割分担をしている。これはアメリカの場合だけじゃなくて、先進国ほとんどがそうなのでございますけれども、なぜ日本は行革だということであらうというふうな、分離しておいた方がむしろ透明度が増すというふうな、海外等の御理解も得られるというふうな中でわざわざ統合なさったのか、お伺いいたします。

○国務大臣(堀内太一君) かなり技術的な問題もございまして、詳しくは政府委員より説明していただきたいと思います。輸出入銀行は昭和二十五年、一九五〇年に生まれておりまして、サンフランシスコ条約より先なんです。当時、賠償その他のいろんな今とちよつと違うような事情もございまして、そういうこととの関係もあって発足し、基金はそこから分離して六一年、六一年といまして日本はまだOECEに加盟する前でございますから、そういう時期に極めて小規模な形で一つつくった。それがだんだん大きくなりまして、そういう経緯から、これは一たんは分離したのでございませうけれども、さらにアジア危機等最近の内外経済情勢から見ると、一つの窓口にして、そして総

務とかそういう点では一カ所にした方が人材の蓄積も効率的にできるのではないかと、そういういろいろな検討を経てこの答えになったと考えております。

○政府委員(河出英治君) 委員が言われましたように、かつては輸出入銀行も海外経済協力基金も円借款を行っていたわけですが、昭和五十年に分野調整をいたしまして、輸銀が非ODA、基金がODAということにしたわけでございます。そういった観点から、四年前に特殊法人の統合の議論をする際にこういった点の問題もあつたわけでございますけれども、そのところはいろいろ議論をいたしましてしっかりと区分整理をして、そういった海外諸国あるいは国際機関からの疑念を抱かれないようにすることを決めたわけでございます。その後そういったことをいふような機関に説明をして理解を得るところでございます。

なお、海外でも、ドイツだけは同じような復興金融公庫がODAと輸出信用をあわせてやっているとございまして。

○広中和歌子君 OECEと輸銀の業務分担についてなんですけれども、ODA業務と非ODA業務を勘定としては確かに区分するということが、商業ベースの融資案件を獲得するためにODAを活用するのではないかとこの疑念が生じがちなところがございます。そういう問題にはどういふふうに対応していかれるおつもりなんでしょうか。

○政府委員(黒田東彦君) ただいま御指摘のような点もございまして、ODAと非ODAの勘定を区分いたしまして、業務もそれぞれの部署でやるわけでございます。したがって、勘定をまず明確にするということ、そして業務遂行について透明性を確保するということが必要であるというふうな思っております。先ほど経済企画庁の方から答弁もありましたように、国際機関あるいは関係諸国にも説明しております。十分理解が得られているというふうな考えをしております。なお、そういう趣旨から申し上げまして、実は

勘定間の資金の流用あるいは融通はできないというところになっております。

○広中和歌子君 つまり、統合後ODA業務で赤字が生じた場合、非ODA業務の黒字で埋め合わせをすることはないということでございますか。

○政府委員(黒田東彦君) そのとおりでございます。

○広中和歌子君 では、現在のようにプライムレートが非常に低いような場合、OECEの役割というふうなんでしょうか、低金利で貸し出しをするという業務ですけれども、円借款と輸銀ローンとの競合関係というのは起こらないのでしょうか。

○政府委員(河出英治君) 今回の法律の目的でもはつきり書いておりますけれども、旧輸銀業務を引き継ぎますところの国際金融等の業務は我が国の輸出入もしくは海外における経済活動の促進または国際金融秩序の安定に寄与するということを決めております。一方、旧基金部門を引き継ぎますところの海外経済協力業務につきましては、開発途上地域の経済及び社会の開発または経済の安定に寄与する貸し付けを行うということで、両者の役割ははつきり違っております。

また、実際の貸し付けに当たりましては、国際金融業務につきましては、その収入が支出を償うに足る、収支相償という原則で利率を決めることになっております。一方、海外経済協力業務におきましては、事業計画の内容が適切であり、その達成が見込まれる場合には貸し付けを行うというふうなことでございまして、その貸与の条件が発展途上地域に重い負担にならないようなソフトな条件で決めるということになっておりますので、両者の目的あるいは実際の融資方針、これにつきましては重複はないというふうに思っております。

○広中和歌子君 先ほど林委員から統合のメリツトについて御質問があり、既に堀内長官にも一部お答えいただいたわけですが、職員数はどういふふうに変わっていくか。少しは削減されるのかと思つたら余り変わっていませんね。業務の

重複する部分では、恐らくそのところは削減され、トータルとして削減されていくということでは配分の仕方が変わってくるというふうに解釈していいのではないかと思ふんでございますけれども、どういふふうなんでしょうか。

○国務大臣(堀内太一君) 委員御指摘のとおり、理事の方は両方合わせて十七名おりますが、職員の方は二名しか減りません。最初聞いたとき、私もちよつとがっかりしたのでございませうけれども、日本の海外協力関係は金額の割に大要少人数で行つておりまして、これは効率がいいといへばそのとおりなんですけれども、業務の上あるいは情報の上、さらには環境、人権、いろんな観点を調べますと、やはり人手不足が甚だしいものですから、できるだけ総務系統を統一いたしまして、そしてそういう専門家を養成する。きょう言つて来年できるかどうかはわかりませんが、そういう傾向に持つていつて、これを非常に能率の高い、また知識、ノウハウの蓄積の高い組織にしていきたいと思つております。

○広中和歌子君 そうした方向性を期待しているわけでございますけれども、統合によりまして年間融資額が二兆六千億円を超えると。それは世銀並みの規模になるといふふうな伺つております。一つの国が世銀並みの海外融資機関とODAをあわせ持つたものを持つわけですけれども、このような規模になりながら、世銀と比べて働く人たちは約七分の一か八分の一なんです。世銀の場合には七千五百人、プラス、コンサルタントというのが非常にフレキシブルに雇える形になっておりますけれども、新しくできます国際協力銀行ではトータルで千人を割りますね。そういうふうなことで効果的な融資ができるのか。合理化という側面と矛盾するような質問になりますけれども、要するに効果的という点を考えた場合に果たしてこれでよろしいのでしょうかということでございます。

○政府委員(河出英治君) 両機関を統合して発足

します国際協力銀行の定員は八百八十九名ということで、委員がおっしゃったように、世銀あるいはアジア開発銀行等と比べて非常に少ない人員でございいます。ただ、こういった少ない人員でございいますけれども、先ほど大臣が申しましたように、共通しております総務・管理部門、あるいはまた海外の事務所、できるだけこういったものから業務量が增大しております業務部門への移換ということによりまして、一層効率的な運営に努めて対応していきたいというふうに考えているところでございいます。

○広中和歌子君 それで、主務官庁について伺いたしますけれども、この銀行がなぜ企画庁と大蔵省の共管になっているのか。それぞれがどういう部分を担当なさるのでしょうか。

○国務大臣(堀内太一君) 新銀行は、本法律の目的規定におきまして、旧輸銀部門を引き継ぐ国際金融業務等は引き続き大蔵省が、そして海外経済協力基金に当たります部門は経済企画庁が所管することになりました。双方にまたがります総務分野については共管ということでございますが、一次的な窓口は経済企画庁が担当させていただきますことになっております。将来ともこういう形態でやっていければうまくいくのじゃないかと思っております。

○広中和歌子君 何だか数合わせのような感じがしてしうが、目的としておっしゃいましたね。そういう意味では、どこか一つの省庁で最終的な責任を負う構造にするべきではないでしょうか。私は経済企画庁でも結構だと思ひますけれども、どうしてそのような御主張をなさらなかったのか、お伺いいたします。

○国務大臣(堀内太一君) 新銀行の所管でございいますけれども、業務に際しまして、先ほど申しましたように、旧輸銀に当たります国際金融部門は大蔵省が、そして経済協力業務部門は経済企画庁が担当することになりました。旧二機関の所管大臣が分担するということになっております。総

務は両方にまたがることになっておるんですけれども、これは一本にまとめると申しまして、やはり業務内容が違いますし、峻別しておいた方がいいという部門もございいますので、こういった形になっております。

なお、新銀行につきましては、予算が国会で承認される政府関係機関となり、これまで経済企画庁が旧基金に対して行っておりました予算に係る認可承認事項がなくなりまして、主務大臣の行政行為自体が大幅に縮小すること、さらに総務上の業務につきましては経済企画庁が本機関の一元的な窓口となりまして、大蔵省と連絡協議しながら新銀行の監督を行うということになっておりますので、事務上支障はないものと考えております。

○広中和歌子君 だれが比喩的に使っていましたけれども、ホッチキスでとめたような統合だとか、あるいは男女共学の学校をつくらうとして女子校と男子校とを一緒にした、校門は一つになったけれども授業は全然別でやっている、一時そういうことがありましたね。そういう比喩を使う人がいるわけでございしますけれども、それはそれといたしまして、では人材面の登用について伺ひます。総裁はお一人になるわけですね。

○国務大臣(堀内太一君) 総裁はもろん一人になります。

○広中和歌子君 それから、きのうお伺ひしたのですが、たまたまかどうか知りませんが、総裁はお二人とも大蔵省出身でいらつしやるわけですか。総裁ポストというのは、経済企画庁から大蔵省からと、今までの日銀のようにやっていたのか、それとも堀内長官みたいにほんと一般から登用するということになるのでしょうか。

例えば世銀の場合ですと、たしかオーストラリアですね、民間の銀行の方が選ばれて総裁になられたというところになるのですが、我が国の場合はどういふふうになりますのでしょうか。

○国務大臣(堀内太一君) 総裁その他理事の人事につきましては適材適所その都度決めることになると思ひますが、日本の機関でございしますか

ら、国際機関のように外国人を起用するということはまずないと思ひます。総理大臣の任命でございしますから、広い視野で、最適な人材、経験、人格、学識のある者をその都度選んでいただくものと存じております。

○広中和歌子君 今までのやり方ですと大蔵からの出向者が非常に多い、またはほかの省庁からの出向者も多くて、トップポストというのはかなりそういう省庁出身の方に占められているということ、何を伺うわけですけれども、それは士気にまず影響しますね、働いている人の。非常に重要な仕事をしている機関だと思ひますが、そういうところに出向者がいらして二年とか三年とか、しかも上のポストにつかれるということは、人事交流という面では意味があるんですが、やはりそういう意味ではもうちょっと開かれなければいけないんじゃないかと思ひます。

それから、ここに働く方も新しいニーズに応じて、時代のニーズに応じて、中途採用とか、それからまたさまざまな人事交流を他の機関、例えばJICAであるとかあるいは他の国際機関、そういうように自由に渡り歩けるような新しい人材登用の仕組みみたいなものをつくっていただかないと、せっかくのODAを含んだ、あるいは先ほどおっしゃいましたように例えばアジアの経済危機、そういうものに対応するなんというように、きくに、やはり人材の育成という意味ではもっと流動的にしなければいけないんじゃないかと思ひます。でございますが、御所見をお伺ひいたします。

○国務大臣(堀内太一君) どのような人材が必要か。いろんなノウハウが必要になってくると思ひますので、その点、具体的にどこがどうということと申し上げられませんが、委員御指摘のように官民あるいは学界などを含めて人材の交流を図り、より適切な人を部長とか支店長とか、そういうところにも入れていくことが大事だと考えております。場合によっては作家がなつてもいいんじゃないかと考えると私も思ひます。

○広中和歌子君 恐れ入りました。

先ほど林委員から御質問が出ましたし、それから前回の委員会でも私も触れたわけでございしますけれども、ケルン・サミットでの債務帳消し問題についてですが、サミットで必ず議題に上がった、我が国は対応しなければならぬ、そういうところに来ていこうと思ひます。

今までのやり方はそれとして、実際にすぐ目前に迫っているんですから、どういふ対応をなさるのか、まずお伺ひいたします。するの、しないのかです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今月末にワシントンでIMFの会議がありました。G7があつたりいたしますので、そのころになりますとかなり事の度合いの深さがわかってくると思ひつておりました。そのあたりで我が国としてどう対応するかを考えたおかないといけないと思ひつております。

これは各国の対応が一律でございせんから、みんなで話し合ったところでどの辺が公約数になるかというところを見きわめて、その度合いによりまして我が国の対応を考えなきゃいけない。やや受け身のような申し上げ方をいたしますけれども、我が国は一番大きな債権者であるし、また国内に先ほど御説明申し上げましたような問題を現実を持っておられますので、全体を見ながら最終的な対応を考えなきゃならない、こういう立場でございします。今月いっぱいぐらいには大体事態の推移を見きわめて対策を考えなければならぬと思ひつております。

おっしゃいますように、この問題がケルンのサミットの議題になりますことは恐らく私も必至と見ておりますので、それまでの間の推移を十分注意しながら見まして対応を考えてまいりたいと思ひつております。

○広中和歌子君 その対象となる債権でございしますけれども、もう既にそれを分けて分類を始めていらつしやるのでしょうか、さもないければ急に対応はできないわけでございします。それは大体幾らぐらいになる予定でございしますでしょうか。

○政府委員(黒田東彦君) 現在、債務削減として

議論されておりますのは、いわゆる重債務貧困国、HIPCSと申しますが、そういう国の持つておりますODA債権と非ODA、商業債権、そういう国に対して先進各国が持つております非ODA債権とODA債権の両方でございます。

そこで、議論になっておりますのはODA債権の部分と非ODA、商業債権の部分とあるわけですが、特に我が国の場合に大きいのはODA債権でございます。単純にこのHIPCSと言われたいところに対する基金の円借款が一兆円程度でございます。

ただ、これはHIPCSと言われている国のものを機械的に単に足したわけではございまして、具体的にこのHIPCSと言われる国に対してどのような債務削減をどういう基準に従ってやるかということはまだ議論が着詰まっております。したがって、具体的にどのぐらいになるかということとは現段階では申し上げられない。つまり、先ほど申し上げたのは、単にHIPCSとしてカウントされている国に対する我が国のODA債権の金額の合計額ということだけでござい

ます。

○広中和歌子君 時間が押してまいりましたので急ぎます。

この新しい銀行には協調融資を行う民間銀行の債権を譲り受ける業務が盛り込まれているわけですが、海外業務を行う銀行の不良債権を公的資金で賄うことに結果としてならないのでしょうか、それをお伺いいたします。

それからまた、民間銀行に逃げ道をつくって競争力をなくすことにはならないでしょうか。不良債権の掃きだめにならなければならないと思うわけではございません。お伺いいたします。特に、最近アジアに投資している銀行などが撤退するケースがあててきているようではございますが、いかがでしょうか。短くお願いします。

○政府委員(黒田東彦君) 御指摘のように、輪銀が民間銀行と協調融資をしている場合に、そ

う協調融資の中で融資をしていた民間銀行がその持つてくる債権を輪銀に売ることができるようになっているわけではございません。

ただ、これは今申し上げたようなケースでございます。輸出銀行と申すのがこの新しい銀行の国際金融部門がそういうことができるわけですが、それは今申し上げたように協調融資をしてい

るものにも限りません。それからこれは債務者の状況が悪くなるとそれを新しい銀行が引き取るといってではなく、債権者のグループの中のある銀行、民間の銀行がその債権を新しい銀行に売るといってござい

ます。さらに、この新しい銀行の国際金融業務としてそういうものを買い取る場合にその債権の健全性というのは当然のことながら見るわけではございまして、問題のある債権を引き取るといってにはならないというふう

に考えております。

○広中和歌子君 では次のテーマですが、新銀行はその国際的に果たす役割の大きさからいってもどんな国際援助を行っていくかということが注目されるのではないかと。また、対外戦略としても、国際協力銀行の理念として、ODA大綱に盛り込まれておりますところの人的配慮とか環境保全とか人権の尊重であるとか平和主義であるとかといったものを掲げていくべきだと思

うわけではございませう。特に輸出入銀行の今の業務の中にそういうものが盛り込まれていくかどうかはわかりませんが、どのような方針で臨まれるか、輪銀の総裁にお伺いできればと思

います。

○参考人(保田博君) 現在、輸出入銀行及び海外経済協力基金におきましては、それぞれ環境への配慮に関する基準、輸銀の場合はチェックリストと言っております。基金の場合はガイドラインと言っておりますけれども、そういう基準を設けて、プロジェクトに対する融資決定の際の判断基準に盛り込むということをやっておるわけでは

ございます。

○参考人(保田博君) 現在、輸出入銀行及び海外経済協力基金におきましては、それぞれ環境への配慮に関する基準、輸銀の場合はチェックリストと言っております。基金の場合はガイドラインと言っておりますけれども、そういう基準を設けて、プロジェクトに対する融資決定の際の判断基準に盛り込むということをやっておるわけでは

ございます。

○参考人(保田博君) 現在、輸出入銀行及び海外経済協力基金におきましては、それぞれ環境への配慮に関する基準、輸銀の場合はチェックリストと言っております。基金の場合はガイドラインと言っておりますけれども、そういう基準を設けて、プロジェクトに対する融資決定の際の判断基準に盛り込むということをやっておるわけでは

ございます。

○参考人(保田博君) 現在、輸出入銀行及び海外経済協力基金におきましては、それぞれ環境への配慮に関する基準、輸銀の場合はチェックリストと言っております。基金の場合はガイドラインと言っておりますけれども、そういう基準を設けて、プロジェクトに対する融資決定の際の判断基準に盛り込むということをやっておるわけでは

ございます。

○参考人(保田博君) 現在、輸出入銀行及び海外経済協力基金におきましては、それぞれ環境への配慮に関する基準、輸銀の場合はチェックリストと言っております。基金の場合はガイドラインと言っておりますけれども、そういう基準を設けて、プロジェクトに対する融資決定の際の判断基準に盛り込むということをやっておるわけでは

ございます。

○参考人(保田博君) 現在、輸出入銀行及び海外経済協力基金におきましては、それぞれ環境への配慮に関する基準、輸銀の場合はチェックリストと言っております。基金の場合はガイドラインと言っておりますけれども、そういう基準を設けて、プロジェクトに対する融資決定の際の判断基準に盛り込むということをやっておるわけでは

ございます。

○参考人(保田博君) 現在、輸出入銀行及び海外経済協力基金におきましては、それぞれ環境への配慮に関する基準、輸銀の場合はチェックリストと言っております。基金の場合はガイドラインと言っておりますけれども、そういう基準を設けて、プロジェクトに対する融資決定の際の判断基準に盛り込むということをやっておるわけでは

参加を求める、そういうような形をとっているわけではございません。

時間がないかもしれませんが、もう一つ、インターネットを使ったパーティシペーションという参加というものをこれから新銀行でやっていただければ、日本のODAあるいは融資という形で海外協力なども国際的にも国内的にもより多くの御理解も得られ、そして評価もされるのではないかと。それについて評価もされるんではないかと思っております。最後に大蔵大臣のコメントをお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御指摘のように、九二年にリオで環境の会議がございまして、私は国会の関係で総理として出席はできませんでしたが、そのとき一つ約束をいたしました。それは九二年から五年間にわたってODAあるいは援助のうち一兆円を環境問題に充てたいと思う、こういう約束をいたしました。

それは九二年でございまして、今検証いたしますと、九二年から九六年度までの五年間の実績は一兆四千四百六十六億円でございまして、この約束はそれと一致したところがあると思っております。ただ、その後ももう一つ心構えで政府としては環境問題への援助を続けておるわけではござい

ます。

ただ、御指摘のように、プロジェクトがある国でアセスメントが十分にいかないために停止した、とん挫したというようなことは現実にもう何度も遭っておりますので、それは十分我々としては大切な経験として考えなければならぬこと

で、今後の施行につきましても、そういう今お話しのような現地とのアセスメント等々については十分周到に準備をして入っていかなければならぬ、こういうふうな考えでおります。

○委員長(勝木健司君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時開会

○委員長(勝木健司君) ただいまから、財政・金融委員会を開いたします。

国際協力銀行法案を議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜田卓二郎君 午前中の質疑で多くの内容が語られましたから、この合併自体について私は何を聞いていいのかわからず迷っているんですけれども、午前中の議論で明らかになったというか、そうだろうなと思った点は、この合併が一体何のために行われるのかということであります。

そもそも輸銀は、発祥的にいいますか、本来輸出入の振興という目的があり、それが時代とともに少しずつこの目的、内容は拡大はしてきておりますけれども、基本はやはりそういうコマースベースで輸出入にかかわるものもろもろの政策的な必要性を含めて振興したり助長したりということをやつてこられているわけで、それに対して基金は、円借款が主体ですから、それは海外経済協力ということで多分に外交的あるいは政治的といえますか、そういう目的が入ってきているわけで、それゆえに途中で分離をし、お互いの役割分担というのを徐々に明確にしてきたという経過があると思うんです。ですから、これを一つにしなければならぬという積極的な理由というのはその面ではなかなか説明しづらいんだらうなというふうには私は午前中の議論を拝聴しても感じておりません。

質問のための質問みたいになつてしまふわけですから、どうでしょうか、せっかく両総裁がお見えでありますから、合併したら都合だというふうな御意見はありませんか、ちよつと総裁から。

○参考人(篠沢恭助君) 政府の方針としてこの合併、統合の問題が決定されてからもう四年になるわけですが、その間、輸銀、基金双方の職員レベルまで次第にその問題についての理解と、それからそれが政府方針として決定してい

る以上、それをどのようにプラスのメリットをつくっていくかという観点で種々の意見交換が行われ、そうした雰囲気の中から、恐らく今日お願いをしております法案の原案と申しましようかポイントと申しましようか、そういうものを形成して政府の方にもそれをお使いいただいた、そしてこの法案になつてゐる、こういう推移をたどつてい

ると思つております。

したがいまして、そういった雰囲気の中で、両機関の間にそれぞれのわだかまりのようなものもございませうし、今現在で何か不都合であるというふうなものを私どもは耳にすることはないと考えております。

○浜田卓二郎君 輸銀の総裁に伺いますけれども、今の輸出入銀行の政策金融としてやらなければならぬ本当の理由というのは何なんですか。私も昔の議論では、輸出入の振興というのが日本の経済にとつては本目的でありましたし、そういう役割は立派に果たしてこられたというふうな思ふわけですが、今日の意味、役割というのはいろいろ議論される面もあります。総裁はどういうふうにお考えでしょうか。

○参考人(保田博君) 御承知のように、日本輸出入銀行は昭和二十五年に日本の産業の輸出を金融面から支援するということからスタートをし、翌年、日本の企業が輸出製品をつくるために必要な資源等の開発、輸入も行うということで業務を広がってまいりました。その後、日本経済がますます発展をして、世界の経済大国になるに及びまして、国際金融界、経済界における日本の地位の向上に伴ひまして、役割を広げるに至つておるわけ

とができないかということ、アンタイドローンという新しいツールができてこれを活用しておる。これは世界経済の安定、発展のためにということではありますけれども、日本の産業、日本の経済が世界で活躍、発展をするという状態になつております現在では、むしろこれはまた日本の経済のためにも役立つておるといふに私は理解しております。

したがいまして、平たく言いますと、最初は日本経済のための輸出入銀行であつたけれども、現在では日本のための輸出入銀行であると同時に世界のための輸出入銀行でもあるといふに発展をしたと、いささか自慢めいた話に最後はなりまして申しわけありませんが、そういう自負心を持つて働いておるつもりでございます。

○浜田卓二郎君 開銀というのは、昔あつた傾斜生産方式みたいな、いわゆる産業をどういふふうな基礎産業を中心にして発展させていくか、そういう日本の産業発展のために大きな役割を果たした。輸銀は輸出入、特に輸出振興ということから始まつて大きな役割を果たした。それはそのとおりだと思ふんですが、その政策金融というのは今までは郵便貯金を使つていました。これからどうするか、後で質問しますが、郵便貯金を使つて、それでも金利が高いといふことで、安くしようといふことで、出資金、補給金という、現在、年間約三兆円ぐらい使つておると思ふんですけれども、多額の税金を使ひながらやつておる。だから、政府がこの政策目的のために民間の金融を押しのけてでもやらざるを得ないという判断があつて政策金融といふのが存在理由を持つたんだらうと思ふんです。ですから、それは時代とともに変わつてくる。しかし、それだけのコストをかけてやるわけですから、時代の変遷とともに要らなくなるものはやっぱりやめていくべきなんだらうと思ふんです。だから輸銀をやめろといふことで言つてゐるわけじゃありませんで、そういう政策目的が希薄になつてきているといふか、本

当にこれは政策金融で民間には絶対できないから

政府がやらなきゃいけないところがある輸銀の中でどの程度になつてゐるのか、これは私は検証を要するときになつてゐると思ふんです。他方では、この基金というのは借款、経済協力といふことが日本の対外戦略といふ面においてもやっぱり必要なものと思ふんです。

だから、若干違つたといふか、大いに違つた政策目的のものを今度一緒にしてしまつて、ではこの新しい国際協力銀行が本当の政策金融としてやるべき政策目的といふのは一体何かといふのがわかりにくくなる、あいまいになる、結局得しているのは輸銀ではないかといふ気が若干するわけ

す。

つまり、国際協力銀行といふような話になりますと、何となく日本の対外戦略といふようなことで落ちつきがよくなる。どちらが得かといふのは別に大した議論ではありませんから、私の感想だけですが、内心そんな気がしてゐます。ですから、一緒にするといふ理由、政策金融の必要性といふ面から一緒にならなきゃならないといふ理由が私はよくわからないといふことなんです。それからもう一つは、この合併によつて幾らコストが、いわゆる合理化といひますか、税金を使う量が少なくて済むかといふ点からいへば、これはほとんど変わらないわけでありませう。

それからもう一つは、日本の援助体制という問題が私はあると思ふんです。私も外務省の政策を一時期ですが担当したことがありましたけれども、援助の部門では大蔵省、経企庁、それから通産省がしつちゅう垣根争いや権限争いをやつてゐるわけでありまして、それに対応する援助機関といふのもOECD、JICA、それから輸銀もそれに数えられるでしょうか、多角化してゐるし、所管も分かれていて、大変やりづらいつたことが絶えず言われてきました。だから、援助体制を一元化する、効率化するといふ観点からいふたら、もつと徹底したやり方があるんではないかといふふうには思ふわけでありませう。

結論として言へば、どうも橋本行車ということ

で数合わせが盛んにやられている、その一つで、余り必然性がないものを無理やりくつつけて、これで一つその数を減らしたというようなことになってしまっているのではないかと気がいたします。だから反対というところまではいきませんが、そういう感想を午前中の議論を通じて持たざるを得ないことであります。

それで、この国際協力銀行の目的に「国際金融秩序の安定に寄与する」という文言が入っておりますが、日本の一政策金融機関がこういうことをやるのでしょうか。あるいは、国際金融秩序の安定のためにどのような役割を考えておられるのか、それから世銀とかIMFとの関係についてはどういふふうに位置づけて理解したいのか、これは大蔵省に伺います。

○政府委員(黒田東彦君) 御指摘のように、「国際金融秩序の安定に寄与する」ということが新機関の目的の中に入っております。御案内のように、輸出入銀行は現在でも先ほど話が出ましたアンタイドローンを活用いたしまして、IMFあるいは世界銀行等と協調いたしまして経済的な困難に陥った途上国に対して国際収支の均衡あるいは経済構造改革の支援を目的とする融資を行っております。これらは基本的に国際金融秩序の安定ということのために協力しておるといふ側面がかなり大きいわけでございます。特にIMFと協調している部分において非常に大きいといふふうに思っております。

それからもう一つ、午前中の審議の中でも出ておりましたが、IMFの方に直接輸銀が貸しているという部分もございまして。これはIMFが国際金融秩序の安定のためにいろいろなことをする場合にその資金をいわば補充してあげているという、協調融資よりも一層進んで、まさにIMFに協力しているという部分もございまして。

こういったものを踏まえまして、新機関の目的の中に御指摘のような「国際金融秩序の安定に寄与する」ということを明示的に入れたわけでございます。

○浜田卓二郎君 わかりました。

今度は基金についてちょっと伺います。基金の借款の中で取り立て不能に陥っているものがかなりあるのではないかと思います。現在のいわば不良債権みたいな分類をせざるを得ない借款というのはどの程度あるのか、それから今後についてはそれはどういふふうに見ておられるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(河出英治君) 現在、基金で并済期限を六カ月以上経過しております延滞となつておる円借款の元金残高、いわゆる延滞債権額につきましては、平成十年三月末で三千八百六十三億円ということになってございまして、全基金の貸付残高の四・二％ということになっております。

○浜田卓二郎君 それは今後拡大すると思つていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(河出英治君) 将来の見通しを的確に行うことは非常に困難でございますけれども、最近の途上国の状態から見れば、減少していくということはなかなか見づらいかとも思います。

○浜田卓二郎君 午前中に議論が出ておりましたミレニアム、要するにただにしてやるというのは不良債権以上になつてしまつていくわけですが、このミレニアムというようにことが借款では話題になり得る。つまり、これは極めて外交的、政治的配慮の強いものだといふことの証左でもあるわけですね。

これを財投でやってきた、郵便貯金でやってきたといふことについては、つまり円借款の財源を財投に求めてきた、郵便貯金に求めてきたということは適当だったんでしょか。

○政府委員(河出英治君) 先ほど申しました延滞債権があることは事実でございますけれども、これはいわゆる民間企業に対する貸し倒れではございませんで、返済につきましては問題がない債権と考えております。これまでもバリ・クラブ等におきまして債務の繰り延べなどの措置をとつているところでございまして、この場合でも元金の償還というのは確保されているところでござい

ます。なお、財投への依存の問題でございますけれども、財投の返済問題につきましては、海外経済協力基金の場合、その財務基盤の安定のために出資金を非常に高く積んでおまして、資本金は平成十年度末で約五兆三千八百億あるわけでございまして、いわゆる自己資本比率という観点では五四％に達しているところでございまして。

なお、財投につきましては、開発途上国に非常に低利の資金を供給するということから、そういった面で基金の財源としては必要なものといふふうに考えているところでございまして。

○浜田卓二郎君 財投改革をしていくということと郵貯は預託されなくなる、そうするとこの新銀行の資金調達方法といふのはどういふふうになりますか。

○政府委員(中川雅治君) 財政投融資の改革につきましては、現在、中央省庁等改革基本法や資金運用審議会懇談会とりまとめを踏まえて、その実施に向けた検討が行われているところでござい

ます。郵便貯金、年金の資金運用部への預託が廃止され、その後は市場原理にのつとつた資金調達をするといふことが中央省庁等改革基本法に規定されておまして、今後は財政投融資あるいは財投債といふ市場原理にのつとつた資金調達を考へるわけでございます。

まず、財政投融資につきましては、「各機関の資金調達に当たっては、各機関及び所管官庁において、当該事業を実施するために必要な額の範囲で財政投融資を発行することができるといふことについて検討することが必要である。」といふことが資金運用審議会懇談会とりまとめにおきまして述べられておりますが、一方、財政投融資の間題点といたしまして、「特殊法人は、民間では実施できない収益性の低い事業を行つてい

るか、十分な資金調達ができず不可能となるおそれがある。」といふことが指摘されております。また、財政投融資だけで発行しよう、資金調達しようといふことになりまして、「市場の評価を上げるために収益性志向が強くなり、現在よりも民業圧迫のおそれが大きくなる。」といったような問題も指摘されているわけでござい

ます。そこで、国際協力銀行でございますが、ODAや輸出入等に係る政策金融を業務として行つてございまして、いずれも途上国等に対して民間金融市場では提供できない長期かつ低利の資金供給を行うものでございまして、このような政策実施機関が果たして市場の評価を得て財政投融資といふ形で市場で安定的に資金を調達することが可能かどうかということが一つ問題でござい

ます。国際協力銀行の業務につきましては、今後とも不断の見直しが必要であることは言うまでもないわけでございますが、ODAや輸出入等に係る政策金融の業務が国の政策として必要であると判断される以上、国の信用で市場原理に基づいて一括調達する債券である財投債を基本的に資金調達を行い、国民負担を最小にすることが望ましいい

ないかという議論もございまして、国際協力銀行の資金調達のあり方につきましては今後関係者間で協議を進めながら検討を行つてまいりたいと考えているところでござい

ます。○浜田卓二郎君 輸銀の業務部分については財政投融資といふか輸銀債みたいなものでかなりやっていけるんだらうと思ふんですけれども、さつき逆のことを申し上げましたが、基金の部分については、ただいま局長の答弁のように、一体マーケットで資金調達ができるといふものかといふのは若干気になりますね。

それと、財投の今後の方向についてこれをきつかけにちよつと聞いてみたいと思ふんですけれども、私はよくイメージがわかないんですが、財投改革という名のもとに郵貯は切り離したといふことですね。郵貯を資金運用部に預託させないといふ

れば、これは郵政省が運用するということになる

んですかね。

それが財政改革なのかと聞いて、ちよつと私は空白期間がありましたから、賢明な皆さんが何を議論していただいたかという気になってしまふわけですが、財政の問題というのは郵便貯金として皆さんから集めたお金を国策に使うわけで、国策に使えば当然焦げつきや貸し倒れも含めてそういうリスクというのはかなり高くなるわけです。それを善良な預金者から集めた郵便貯金でやっていると、それは最後は税金に全部ツケが来るよというような、そういう問題が一つあります。

それから、郵貯が集まっただけ使ってしまうから切り離した方がいい。それはそれでいいと思うんですが、しかし財政というのはまた別にやっていると。しかも、政府保証になるんではないかと。どうせ財政債というのは、政府保証がつかなくて財政債を全部出せるというふうにはちよつと思えないんだけれども、多分また巨額な額を発行していくと、郵便貯金は郵便貯金でまた郵政省が持つていて郵政省が独自の運用をする。そうしたら、もう一つの問題で、つまりこれだけ巨大化した郵便貯金というのがマーケットの原則に従わずに別途マーケットの外にあるということになりますね。

それがいいのかというのはいささか実質的な議論であつたと思うんですが、どうも今出されている材料だけで私なりに考えてみると、政府はまた国債を多額に発行して赤字の塊になっていると。郵便貯金として吸い上げられたものはどう使うか、これは後で聞きますけれども、郵政省が別途の使い方をすると、それから、今度は財政の原資を財政債でまたマーケットから調達すると、まあ政府保証がくつつかもしれません。そうしたら、事態は余計に全体として悪化するんじゃないかという気にもなつてしまふんですね。

その辺、順番に聞いていきますけれども、郵政省は将来どのくらいの額になると思つていますか、郵便貯金を郵政省で引き受けられて、郵便貯

金は年々まだふえていくでしょう。それを郵政省はどうやって運用するわけですか、それをちよつと教えてもらいたいと思います。

○政府委員(松井浩吉) 今般の制度改革そのものは、行政改革会議の決定を踏まえて既に中央省庁等改革基本法が施行されることになったところでございます。それで決まっているわけでございます。

さて、先生最初のお示しの金額でございますが、国民、預金者の信頼がどれだけ集まるかという一つはなろうかと思つてます。なりませんが、現時点で約二百五十二兆ほどでございます。恐らく今年度、十一年度はもうちよつと今までの利息分がふえると思つてますが、それから後はこの委員会でも再三お取り上げになった集中満期の問題がございまして、恐らく資金量的にはうんと変わった事態が生じるのではないかとと思つてます。今直ちに明確な予測はちよつと申し上げかねますが、今までは随分違ったものになるんじゃないかというふうには考えております。

さて、その後の資金運用をどうするかということでございます。郵貯だけで申し上げますと、既に約五十五兆円を、全体の二百五十兆ほどの約二割弱のお金を市場で運用しております。ただ、私どもの経験で申しますと、簡易保険では既に約百兆のお金を自主運用という形でやっております。もつとも、半分以上は財政という形でやっておりますが、あとはマーケットで運用しております。

さて、郵貯のお金はより大きなお金でございます。今は全額預託ということになっておりますので、大蔵省の資金運用部の方に預託しているというところでございまして、順次、過去に預託したものが償還されてまいります。償還されてきたものから自主運用というふうに変つていくというふうには考えております。それは資金量的な問題でございまして、

実際の運用の姿でございますが、どうあるべきかにつきまして、現在、郵貯・簡保資金運用研究

会というもので郵政大臣が学識経験者の方々、その分野に詳しい方々にお集まりいただきまして今議論をいただいているところでございますが、それを踏まえて運用という形になろうかと思つてます。当然、その前段としては国会に法律をお諮りするということになろうかと思つてます。

今結論が出ていますわけではございませんが、これまでの経過の中で私どもとしてもいろんな聞かれました場面でも申し上げてきたことをちよつと申し上げますと、私どもとしては今までの経験を踏まえた運用をしていくということでありまして、中身の申しますと、やっぱり性格から見れば、引き続き社会資本整備など公的分野への長期資金の供給という役割があるのではないかとこのふうには思つております。

それから、基本的に証券・金融市場ということでございますので、国債、社債等の長期債を中心に有利運用を図っていく、こうした安全確実な資産を中心として長期安定的な資金運用を行つていくことが基本ではないかというふうに思つております。そういう中で、新しい、財政改革後の資金調達と市場を介してかわつていくということになろうかと思つてます。

○浜田卓二郎君 幾つか問題を感じますけれども、財政債は買ふんですか。

○政府委員(松井浩吉) 新しい財政債がどのようなフレームワークの中で、またどういった条件で発行されるのか、そういうことがまだ明確でありませんが、いずれにしろ私どもにとつて運用対象として有力なものかというふうには思つております。○浜田卓二郎君 私は変な話だと思つてますよ、一体幾らになるのかかわらないけれども、かつて私も自民党時代は厚生族でしたから、厚生省が自主運用の資金が欲しいといつて大騒ぎして、私も少しお手伝いしたりしました。あれは失敗でした。赤字を出しましたよ。私は、役人さんがそんな巨額の資金運用なんかできっこないと。審議会をつくらうが何委員会をつくらう

が、国民にとつてはもう迷惑至極だというふうに思ひますね。

それで、財政債を買ふと言ふんでしよう。では、全額財政債を買ふつちやえはいじやないですか。そうしたら財政投資制度は変わらないですよ。何を買ふんですか。株式を買ふんですか。また失敗しますよ。私は、もうちよつと秩序立つて、何を改革するかというのを議論すべきだと思ふんです。

大体、郵貯の問題というのは、別にこれは大蔵省と郵政省の縄張り争いなんてどうだつていいんです。そうじゃなくて、日本の金融マーケットが分かれてしまつていて、それで巨額の資金が政策金融という名のもとに使われている、マーケット外に行つてしまつていて、そういう問題があつたわけでしょう。

さつき国債の話もしましたが、これだけ公的部門が資金が足りないというのなら、それはちゃんと税金で取るべきなんです。あるいは保険料で取るべきなんです。それをマーケットから国債をいっぱい買ひ込んで、クラウディングアウトがまだ起きていないとおしやうっているけれども、いろんな現象が起きて始めていると思ふ。こつちでも問題が起きています。しかも、郵便貯金で吸い上げた巨額なものを、それをどう使うかわからないけれども、また政府が使ふという。どこが使つたつていいけれども、そんなうまい使い方はなくて、こつちでないんです。それから、財政投資融資は財政投資で、財政債を政府保証で発行して、そしてまた巨額の金を吸い上げてそれを政策金融で使おうとする。日本の金融マーケットはそんな形がいいのか、これは本当にまじめに考えてもらいたいというふうになつてしまふんです。

だから、財政改革というのは、もつとシンブルに考えて、税金も使うんですよ、今三兆円近く使つていますから、出資金、補給金も。郵便局で、簡保も入つていますけれども、主として郵貯を金利を薄めて特定政策分野に使う、税金も使う、そういう制度が本当にこのままでいいのかと

というのが財政改革なんであって、その財投の運用先の機関を、何だか必然性もないのに二つを一つにくっつけたから一つ特殊法人は減らしました、行政改革でございましてなんというのほとんど意味がないんですよ。しかも、その上に、資金調達のあり方なんかもめちゃくちゃじゃないですか。それはもう政府がもっとまじめに考えていると、財投の将来も郵便貯金も含めて、そうしてもらわないと困るので、だから少ししっかりした議論をしましょうよ。

私は、郵便貯金を財投から切り離す、それなら賛成ですよ。そして、財投ももうちょっと自己膨張しないような安全弁をつけながら、政策金融の目的というものをしっかりとさせて、やめるものはやめる、必要なものはやってもいいわけですから。しかし、その財源の調達の方法を、金融マーケットのあり方も含めてもうちょっと整理して考える。郵便貯金のあり方というのはそんなに簡単にやらないですよ。郵政省が審議会をつくって、それをまた別のところで運用するなんというたら、ますます日本は混乱しますよ。

私は金融マーケットをもっと一元化すべきだと思いますので、例えば郵便貯金を切り離すのなら、民営化まではいかないんです、私の説は。郵便局と金融機関を結びつけてやれと。オンラインでいろんなものが結びついていくわけでしょう。だから、郵便局が集めた金を民間金融機関が運用すればいいんですよ、例えば。そうすれば、それを通じてもっと合理的な形になりますよ、市場原理というのが入ってきますよ。そういう何らかの工夫をする余地はあると思う。ただ郵便貯金を切り離しておいて、それを別の政府部門が審議会ぐらいをつくって運用するというのは、そう簡単な話じゃないというふうに思います。

いろいろ御意見はあると思いますが、いかがですか、大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) 浜田委員がお休みの時期もありましたけれども、ここ何年間かどうも日本がいろいろうまくいっていない、経済が主とし

てですが、うまくいっていない。それに、いろいろスキヤンダルがあったりなんかして、全体でこれはいろんなことを変えなきゃならないだろうと、制度疲労とか申しまして。そういうことの中に今我々はあるんだろうと思うんです。

それで、浜田委員は今の制度のことをよく御存じですから、そのメリットも知っていらつしやるし、中には捨てがたいところもあるんですね。そして、新しい制度になったら、今おっしゃったように、郵貯というのはい体だれがどういうふうな運用するのかわからないようなこともこれから問題である、そういうことがいろいろ確かにございまして。ございまして、やっぱりこれは今までの制度をひとつ思い切つて改めて、そうして新しいものを発見していこうというところに今我々はきつとおりますので、それをやってみて、先々またどこか不都合なところがあつたらそれは直せばよろしいと思うんですが、今としてはやっぱりいろいろ改革をしてみよう、合理化をしてみよう。政府機構もそうでございますけれども、そういうところにいるんだというふうに私は考えております。

○浜田卓二郎君 それはそうだと思うんですが、しかし現実にはいろいろ法律案も出てくるわけだし、二千年何年かですか、郵便貯金を離すのはもう一、二年でしよう、いずれにせよ。一、二年ですか。

○政府委員(松井浩君) 二〇〇一年四月を目途に準備をしております。

○浜田卓二郎君 そうすると、二〇〇一年四月までにこの制度は整理しなきゃいけない。これは大問題なんですね。だから、まだこれから議論の余地が大いに残されているのであれば、もっと根柢からもう一遍議論したらどうでしょうか。

ちように政治も変わり目、その間にいろいろ従来の制度が破綻を来して、袋だたきにあらつたりして、役人さんも物を言わなくなつていっているわけですね。午前中、榊原氏の発言が出て、私は役人は大いに物を言つたらいいなというふうに逆に思つて

いる一人ですから、それはもうけしからぬならけしからぬで、もちろんこういふときは話題に出していわけですよ。そのかわり反論も許さなきゃだめです。だから、役人も物を言わなくなつてい、こういうときにはたばた決めちゃだめですよ。しっかりと制度をしっかりとした展望で議論しなきゃだめですよ。

この間、予算委員会で大蔵大臣を前にしていろいろ失礼なことを申し上げましたけれども、橋本行車という名のものにとりかかるといふことを行車という名のものと一体何をどう変えようとしてい、のかかわらないんです。財政投融資なんというものはもうこの最たるものだと思つていて、日本はこれだけたくさん歴史を持っています、い、ところもたくさんある、悪いところもたくさんある。だから、それを考えるんだつたら本格的に変えましょうよ。それが二〇〇一年であるとする、ば、理財局長も見えてい、るし郵政省も見えてい、らつしやるわけだから、これは今出ている結論だけ、で何かあまいな形でやつてしまふのには私は反対しなきゃならぬと思つております。

きょうの法案には辛うじて賛成しますけれども、この委員会はひとつそういう議論の場、にしたいだきたいとお願ひを申し上げて、質問を終わります。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸です。

午前中、広中委員のホツキス統合という言葉が出てきてなかなかおもしろいと思つたんですが、けれども、単にホツキスでくつつけるだけならいいんですが、今度の統合に際してどさくさ紛れにといひますか、幾つかの余計なものがかくつてきていて、私はその辺をちよつと問題にしたいと思ひます。

輸銀とOECFの統合によって新たに追加された業務があるわけですが、まず基金の方について伺いたいと思ひます。

第二十六条で、海外経済協力業務実施方針というものが決められるということになっております。これは、従来、海外経済協力基金については

基金法で産業の開発または経済の安定に寄与することに基金の目的が限られておつたわけです。今度の国際協力銀行法案では我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としております、投融資によつて。そうすると、こういふ目的が設けられたことによつて、先ほど言つた業務実施方針を策定するということが出てきたのだらうと思ひますけれども、その点確認していただきたいと思ひます。

○国務大臣(堀内太一君) 今回の法案の二十六条に定めております業務実施方針でございますが、海外経済協力業務実施方針は、国際協力銀行が行う円借款業務に關して総理府令で定めることとしております。その業務を効果的かつ効率的に実施するために重点を置くべき分野及び地域その他の事項について実施方針を国際協力銀行が策定し、経済企画庁長官が承認することになっております。

考えられる総理府令の具体的内容でございますが、今後検討する点でございますけれども、現時点で想定されることを申し上げますと、円借款業務の実施における基本的な目標、業務実施方針の期間、ODA大綱と政府全体の政府開発援助政策のあり方を踏まえ、円借款業務において重点を置くべき地域、分野など、そして四番目に円借款業務運営上の重要事項、財務の健全化でございますとか情報公開でございますとか事後評価、供与の手続等、そういった項目が挙げられると考えております。

○池田幹幸君 今言われた総理府令で書く内容は、地域とか分野、これをもう少し細分化したものにのなるのだらうと思ひます。どの地域に何%、どの分野に何%というふうな割り振りが入るのかなと思ひますが、そのことをひとつ確認していただきたいのですが、もしそうだとすると、今政府がつております援助の要請主義、これとの関係はどうなつてまいりますか。要請が出る前に一定の方向はもう決めておこうということなんですか。

○政府委員(河出英治君) 我が国政府がとつておりますいわゆる要請主義というのは、日本の援助を押しつけるのではなくて、まさに相手国からの要請に基づいて判断をするという形でとつてゐるのでございます。

これはむしろ、今申しました業務実施方針というのは、二年前に閣議におきまして、我が国援助について国民の理解を一層得るために、対象分野の重点化ですとか供与国を明らかにすることによって我が国の存在がより明らかになるようにというふうな決定がなされているわけでございまして、そういうことも受けて、国民に広く我が国政府のとおつております援助の重点分野あるいは重点国、こういうものを明らかにするためのものでございまして、ですから、要請主義を直接変更するものではございません。

○池田幹幸君 というけれども、今の現状だと要請を受けてから四省庁協議でやるというスタイルをとつていますね。今度は、業務実施方針で一定の方向を決めますと、上がつてきた要請を受けるか受けないかの検討を何と一政府系金融機関である国際協力銀行の業務実施方針に照らしてこれはいいのかどうかというふうなことを検討するということになつてしまふんですか。もしそうだとしたら大変おかしなことです。

政府が業務実施方針にかかわりなく決定するとする場合、実施方針でこの地域には何%と考えておつたのがもうオーバーしておる、もうこれは貸せないということになると、国際協力銀行の方で四省庁協議で決定された政府の決定を覆して、いやこれは借付供与できませんというふうなことができるのか。もしそれができないとすれば、ではこの業務実施方針というのは何のために決めるんだということになるんですが、どういうことでしょうか。

○政府委員(河出英治君) 二十六条に基づきます業務実施方針は、新銀行の總裁が各方面の御意見をお聞きになつてつくられるわけでございまして、それを企画庁長官が承認するということに

なつております。ですから、その承認の際に政府の考え方は十分反映できる、そういう仕組みで考へております。

○池田幹幸君 さつき言われたことと違ひますね。各国から聞いてつくるんですか。そうじゃないでしよう。いわゆる政府の方針に基づいて、二年前に決めたというそれに基づいて決めるんでしよう。それで総理府令を出されてやるんでしよう。もし、各国の意見を聞いてやるんだつたら、総理府令は各国からそれぞれの意見を聞いてつくりなさい、こうなるわけですか。さつきそうは言わなかつたけれども。

○國務大臣(堀江太一君) 業務方針と委員のおつしやつております要請主義というのとはちよつとディメンジョンが違うものじゃないかと思うんです。業務方針は、政府の方がこういう点を重点に置いておくという大きな線を決めております。その線をさらに進めて、周知しております。そこで各国が要請してくるということになりますから、これは要請してくるものは業務方針に沿つたものが要請されてくるということにならうかと思ひます。

○池田幹幸君 どうもその業務方針の内容が少しはつきりしないんです。今、長官がおつしやるようなことだとすれば、先ほど答弁のあつた二年前、ODA大綱のことを言つてゐるのにな、ODA大綱があるわけだから、各国は十分、援助を受ける側、途上国は十分知つてゐるわけですか、日本のODA大綱は、それとどう違つてくるのですか、業務実施方針というのは、もし、長官がおつしやつたようなことだつたら、要らぬぢやないですか、それ。ODA大綱があれば。

○政府委員(河出英治君) 先ほど私が申したのは、各方面の意見を聞いてと申しております、各国の意見を聞いてということではございませ

ですから、この後御議論があらうかと思ひますが、海外経済協力業務運営協議会ですか、いろいろさういふ意見を聞いて總裁がお定めになるといふふうに考へております。

それで、どういふものがここで定められるかというところでございませうけれども、先ほど大臣が申しましたように、円借款業務実施における基本的な目標ですとか、この実施方針の期間は何年ぐらゐを想定しているかとか、あるいはODA大綱などの政府の政策のあり方とか、そういうものをこの基本方針に定めていただくということと考へてゐるところでございませう。

○池田幹幸君 どうもはつきりせぬのであれなんですけれども、これはかりやつていたら時間がたつから次に進みますが、結局、ODA大綱という今話が出ました。それに沿つて大体決めていくということのようですね、考へてみますと。そうしますと、ODA大綱、私も賛成できる面は多々あるんですけれども、しかし面もある。特に、今度の法律という点で考へますと随分問題が起るなというものは、ODA大綱の「政府開発援助の効果的実施のための方策」というのがあります。その第九番目に、「政府開発援助と直接投資、貿易が有機的連関を保ちつつ実施され、総体として開発途上国の発展を促進するよう努める。このため、貿易保険、日本輸出入銀行等を通じた民間経済協力との連携強化を図るとともに、民間経済協力の促進を図る」、こうなつてゐるんです。

これは何かいいように見えるんだけれども、しかし途上国からしたら大きなお世話だということだと思ふんです。確かに、日本からの援助を受ける、ODAが供与される。それと自国の経済発展のために、日本の民間経済協力、これは貿易とか投資ですね、名前は経済協力だけれども、日本の企業との貿易関係を保つのか、ほかの国から投資を受けるのか、これはその国の主権に属する問題ですよ。それを日本の側からODAと一緒に

民間経済協力という形で乗り込んでいく。そういうことを具体的に発展させるなどというのは、これは私はおがましいというか、途上国にとつたらさつき言つたように大きなお世話というもので考へるんです。こういうことについてはもうやめようということになつておつたと私は記憶しておるんです。

というのは、七〇年代から八〇年代にかけてインドネシアのアサハン・アルミというのをやりました、大変な国家プロジェクト。これはODAを供与してインフラ整備をした。発電所をつくるし、それから工場地の造成をやつた。それと同時に、日本の企業、これはもう銀行からセネコンから電機メーカー等々、一緒にやつて投資したわけなんです。これのときに、日本の企業団の投資については輪銀がほぼ全額融資したわけなんです。ですから、日本の企業や銀行はほぼノリスクで進出した、アサハン・アルミに参加したんです。しかし、これが日本のODAは日本の企業の利益のためだけにある、途上国のためになつていないという大きな批判を招いた一つの典型的な例だつたわけなんです。そういうことで、こういうやり方はやめましようということになつたはずなんです。

○政府委員(河出英治君) 経済協力というのは、ODAだけではなくて広い意味でのOOF、あるいは民間資金の供与というものは非常に発展途上国のテークオフのために重要でございまして、委員が今おつしやつたような形にはなつていないというふうに認識をしております。

○池田幹幸君 どうも私の聞き方が悪いのか聞かれ方が悪いのかわかりませんが、要するに国家プロジェクト方式のような形でODAと民間の投資を統合した形で進める、これは途上国から見れば結局は日本の企業をもうけさせることになるぢやないかという批判を招いて、たしかあいつた国家プロジェクト方式は今ももうつていないでしよう。やつていないはずですが、これは現実にやつて

おられるOECFあるいは経企庁は全部御承知のことと思えますけれども、これは事実問題だからおかしな顔をされても困るんですが、実際にそういう形でやらないでしよう。

○政府委員(河出英治君) 今、委員のおっしゃいましたような形のアサハンですとか、中東あるいはほかの国でもございしますが、そういったいわゆるナショナルプロジェクト型の援助が最近実績が出ていないというのは事実でございます。

○池田幹幸君 そうなっておりますが、今度の基金と輸銀の統合ということになりますと、形の上で商業ベースの投融資、それからODAをやる基金、これが一緒にくっついていう形になるわけですから、結局別勘定でやるということも従来の日本型のODA、批判されておるODA、その復活だということに受け取られても仕方がないんじゃないか。しかも、今度の法律で、さっき言いましたように、その目的、基本に、日本の利益を勘案することになっていくわけですから。

そうなりますと、この二つを統合すると結果はおのずから明らかじゃないかと私は思うんです。つまり、経済援助、経済協力、ODA、これを伸ばしていくために輸銀の資金も活用するという方向ではなしに、商業ベースの輸銀のあり方、つまり日本の企業の促進、こういったことにODAを利用するという従来のやり方、我々は大企業の海外進出への露払いになっているというふうなこれを表現してまいりましたけれども、そういった方向をより強くすることになっていかざるを得ないんじゃないかと思えます。

そういった点でこれについては我々は反対なんですけれども、そういう懸念について長官はどうお答えになりますか。

○国務大臣(堀内太一君) 過去にそういう例があったことは否定できないかもしれませんが、けれども、この二つの機構を統一することでそれが必然的になるとは全く考えておりません。

輸銀ベースで行います国際金融の問題と協力開

発の問題とは峻別して考えておまして、これが一緒になって大企業の露払いになるような形にならないように区分は峻別しておりますし、分けるところはきちんと分けて運営させていきたいと考えておりますので、委員が懸念されるようなことは起こらないと思っております。

○参考人(保田博君) 新しく国際協力銀行の業務といたしまして貸付債権の譲り受けができるという規定が設けられており、そしてそれはどういう目的であるかということにつきましてはけさ方大蔵省の方から御答弁がありましたのでそれに譲りたいと思いますが、そういう要請が本行に対してあったかということについてお答えをいたしたいと思います。

私が懸念しているのは、先ほど言いました業務実施方針、これだつて、結局今すぐとやられて現在も続いております日本のODAの問題というのは、総合商社とかコンサルタント会社、そういったところが途上国の政府、これは残念ながら独裁的なところが多いです。そういったところと癒着した形で、仕組むという言葉が言われておりますけれども、仕組んだものが要請案件としてどんどん上げられてきたということがあるわけです。今度、業務実施方針ということになって、そういう方向がより細分化された形で日本の実態をよりつかん

海外業務から撤退する本邦の金融機関が相次いでおる、あるいはまた海外資産の圧縮を銀行経営上の観点から求められている、そういうことは御承知のことだと思えます。

いつて仕組むとなると、ますます途上国をそういった方向でリードすることになるんじゃないのかという懸念があるわけです。

その際に、本行と協調融資をいたしました市中金融機関の貸付債権をやはり整理したいという場合が当然あるわけですが、銀行の経営譲渡であるとかあるいは債権を他の金融機関に譲渡しようということがなかなか思うようにはいかない

それは、事実今度の法律ではこの目的に、基金法で相手国のためというふうに定めておつたものを日本の経済発展のためというものもわざわざ入れたわけですから、それは諸外国から見れば変わったなというふうな思われるのが普通じゃないかと私は思いますよ。その点を指摘しておきたいと思えます。

○池田幹幸君 よくわかりました。全く今度の法案のねらいがやっぱりそこにあるんだというふうには私は納得したんです。結局、海外資産の圧縮、あるいは撤退していいこう、その際リスクを負って出ていったんだけれども損のないようにしよう、ひとつ輸銀に買ってもらおうと思つたけれども法律上できない、ではひとつ法律を変えてくれよということになったのかなというふうに思っています。

それから、もう一つの新たに加わつた業務について伺いたいんですが、これは輸銀の関係です。二十三条関連なんです、そこでは、民間金融機関からの貸付債権の譲り受けができるというふうになっております。何で今このようなことが必要なんですか。

そこで、今言つたような状況から輸銀の投融資が急増しているというふうに聞いておるんですが、その実態をちょっとお教え願いたいんです。その際、相手国政府への投融資、それから日本の中小企業向け、大企業向け、そういった内訳も一緒にあわせてちょっとお教え願えませんか。承諾

状況でいいです。

○参考人(保田博君) 現在、輸銀全体の業務実績の数字を持ち合わせておりませんが、先生御指摘のように本行の融資は平成十年度におきまして承諾ベースで大変大きな伸びを示しました。それは一つには一昨年来のアジアの通貨危機に直面しましたアジア諸国のマクロ経済の安定のために、そしてそこで事業をしております本邦企業の資金繰りが非常に悪化しているのを救うためにということでございます。

ただいま数字が参りました。

承諾ベースでいいますと、平成十年度三兆五千三百四十八億円でございます。前年度に比べまして七十七%の増加ということでございます。そのうち、特に御尋ねがございました投資金融でございますが、投資金融は一兆五千七百六十八億円でございます。これも七十六%の増加ということになっております。ただ、この投資金融の中には本邦の資源開発のための投資というや特殊なものがございしますので、そういうものを除きまして一般的な投資金融ということでございます。一兆三千八百六十三億円、前年度に対して一四%増、約二・一倍の金額になっております。そのうち、中小企業向けの投資金融でございますが、件数で二百二十七件、金額にして五百二十九億円ということになっております。

○池田幹幸君 ちょっと昨日いただいた数字と変わつていまして、また訂正されたのかなと思つていますが、投融資全体で平成九年度が六千四百七十五億円、十年度が今言われた一兆五千七百六十八億円ということで、三倍ぐらい、二・何倍になっているんですか、それから中堅中小企業向け投融資が九年度が十五億円、平成十年度五百二十九億円というふうな何つたんだけれども、これは間違いないですか。

○参考人(保田博君) 中小企業向けの投資金融の数字は、先ほど申し上げましたように平成十年度は件数で二百二十七件、金額で五百二十九億円でございます。その前年度は九年度で十五億円でございます。

ますから、これは非常に大きな伸びであります。ただこれは、平成九年度はアジアにおける通貨危機というように本邦からの企業の投資が非常に停滞した特殊な年でありまして、それと比べまして、通常でもそれよりはるかに大きいのが当たり前ののであります。それに加えて平成十年度はアジアに展開する企業の貸し流りに伴う資金繰り難を救済するための投資金融が中小企業向けにも非常に大きくなった、このように御理解をいただきたいと思ひます。

○池田幹幸君 中小企業にはほとんど融資していません。中小企業の投資というのは非常に少ないです。その点でははつきりしています。一兆五千七百六十八億のうち五百二十九億なんです。平成十年度で、九年度では六千四百七十五億のうちの十五億、これはほとんど九年度が大企業向けの投資なんです、輪銀の場合。

これが実態だということを押さえた上で考えるんですが、結局今度の法案で、先ほど打診があったという話があったけれども、進出先で経営が思わしくない、あるいは銀行の貸し流りに適ってなかなか資金が調達できないということがあるので撤退する、その肩がわりをしてやろうということになるわけですが、輪銀が、午前中でしたか、モラルハザードの話がありました。最貧途上国に対する借金の棒引き、これは結局モラルハザードにつながるというふうなあれもあったんですけれども、それはそれ、今度の銀行支援についてはモラルハザードも何も考えない、ともかく助けてやろうという感じになっているし、進出企業の融資にしたところで、少なくともこれは民間企業は自分ももうけようと思つて進出したわけで、当然自分がリスクを負つて仕事をしなきゃいかぬ、銀行についてももしかりです。それがぐあいが悪くなったからもう協調融資しておつた輪銀に助けてくれ、ということでは、これは全くおかしいんじゃないか。しかも、今度、国際協力銀行はいろいろ資金調達の方法もある云々と言つておりますけれども、結

局これがぐあいが悪くなつたら、焦げついてくると最終的には公的資金での支援ということになりかねないわけです。こういつたことになるおそれが多分にあるんじゃないか、結局そういうしりぬぐいのための今度の法律ということになるんじゃないかと思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(黒田東彦君) 委員御指摘の点は二つあったと思いますが、一つは、最近非常に投資金融がふえているわけですが、これが現地に進出し、あるいは進出してた企業の金融資金繰りが日本の金融機関の貸し流りの影響で難しくなつた部分に対して相当な融資の増加になっている、それがどうかという点と、もう一つは、新しくこの法律で国際協力銀行が協調融資に参加した金融機関の債権を譲り受けるということはどうかということだと思ひますが、この両者は御承知のように別の問題、別の観点のことかと思ひます。

前者は、あくまでもそういう海外に進出している企業の資金繰りが日本の銀行のいわば貸し流りによって非常に難しくなつてきているというときに、政策金融機関としての輸出入銀行が投資金融を増加させたということで、これ自体は民業の補完としての輸出入銀行の適正な業務の拡大であつたと思ひます。

後者のもう一つの、今度新しく法律で協力銀行が民間の銀行から債権の譲り受けを受けるということを確認することはいかがか、こういうことだと思ひますが、この点につきましては、前から申し上げておりますとおり幾つかの歯どめがあるわけでございます。

まず第一に、民間金融機関が協調融資をしている場合、あるいはしていない場合でもありますけれども、既存の債権をセカンダリーマーケットで売るといふことはよくあることでございますが、この新しい協力銀行がそういうものを自在に買うということはできないわけでございます。あくまでも経済協力的な意味があつて、輸出入銀行が民間の銀行と協調融資をしている、そういうものに

ついて今申し上げたような民間銀行の債権の譲り受けが受けられるということでございます。

それから二番目には、当然でございますけれども、法律第二十五条三項の償還確実性の原則というのは新しい融資と同様にかぶつてくるわけでございますので、当然のことながら譲り受けを行うに当たっては、貸し付けの場合と同様に借り受け人の信用力や対象事業について十分な審査を行つていくということになるわけでございます。

何度か申し上げますが、債権の譲り受けという話は、借り受け人についての何かというよりも、むしろ協調融資をしている銀行が海外業務からの撤退等がある場合に債権の譲り受けができるということ、あくまでも償還確実性の原則にのつとつた範囲内の譲り受けであるということを繰り返して申し上げておきたいと思ひます。

○池田幹幸君 債権回収に関しては償還確実性の原則云々と言ひますが、これはこれでまた後で私は問題にしたいと思つておつたんですが、結局先ほど話があつたように、ぐあいが悪くなつた、それで撤退するんだというところで、それで貸付債権を引き取つて下さい、こういう話でしよう。これをどどん引き受けていたら輪銀はどうなるんですか。本来、みずからのリスクで進出しているんだから、撤退するときは協調融資をしてい

るほかの民間銀行に引き取つてもらおう。それができなければ自分が損切りするしかないでしょう。それぐらいのものであつていいはずなんだけれども、自分は全く損をしないで、政府系金融機関、つまり国際協力銀行に買つてもらいましよう。これは虫がよ過ぎるのじゃないですか。

これでは結局、先ほどのモラルハザード、大蔵大臣に伺いたないだけども、これこそモラルハザードと言ふのじゃないですか。

○政府委員(黒田東彦君) 一般的に、何でも債権の譲り受けを受けるということになつた場合には、運用のあり方いかんによつては御指摘のような懸念もないわけではございません。したがいまして、何回も申し上げますとおり、この件につい

ては幾つかの歯どめがあるわけでございます。しかも、借りている人、借入人の信用力とかあるいは対象事業が問題だから、つまり債権の内容が悪化したから譲り受けるということではございませんで、そういうものは譲り受けられないわけでございます。

債権者側の銀行がいろいろな事情、例えば自己資本比率規制の観点とか何かから海外業務からの撤退を余儀なくされるといつた事情等、そういう場合に輪銀と申しますか、新しい銀行と民間の金融機関が協調融資している部分について債権の譲り受けを受けられるということでございますので、あくまでも劣化した債権を引き取るということではございません。

○池田幹幸君 同じことを余り繰り返さないようにしてください。一回聞いたらわかるんだから。要するに、劣化した債権を引き受けるものではないと言ふだけども、それでは撤退するとき、A、B、C、Dと協調銀行があつたと。Aが撤退すると、B、C、Dは引き受けられない。何で引き受けられないのか。これを引き受けたのは危ないからです。そうでしょう。引き受けてくれない、だから国際協力銀行に買い取つてもらおう、こういうことになるわけですが。

だから、何か知らぬけれども、償還確実性の原則があるから大丈夫ですと言ふけれども、では今まで輪銀がどの程度貸出先について情報があつたのか、これは輪銀のやり方を見たら全部あれですよ。幹事銀行が協調融資をお願いしますと持つてくるのだけれども、そのときに、銀行が一応全部相手先の個人情報等々も調べて、信用度等も調べて、それで持つてきて、それで持つてそれをオークションしてやるというのが今までのやり方です。

実際、先ほどの話もあつたけれども、そんなに人手がないんです。輪銀にしても基金にしても。それだけの情報量を持つていない。その中でこういうことをやっているわけですから、原則はあるにしたつて、それが原則として償還確実性とはなり得ていないわけですが。今さっき言つたように、

もし本当に確実に返ってくるのだしたら、みんなそれでは肩がわりしましょうということになります。そうならないのが現実だからこういう問題が起きているのでしよう。

それで、時間がなくなってきたのもう一つありますけれども、協調融資、協調融資と言うから幾つもの銀行がいっぱいあるように聞こえるけれども、例えば一つしかない、Aという銀行と銀行が協調融資している例というのは従来いっぱいあります、たくさんあります。この場合、この銀行が撤退するようになったらどうなるんですか。今度は全部国際協力銀行が引き受けるということになるんですか。

○政府委員(黒田東彦君) 先ほど申し上げたように、償還確実性の原則その他必要な要件がございしますが、その要件に従って譲り受けを行うことができますということ、必ずそういう場合には譲り受けなければならぬということではございません。

○池田幹幸君 そうすると、例えば一社の場合だったら、それでもつづいたら引き揚げちゃう、引き揚げますよということになると、肩がわりもできない。その銀行は、相手さんではなしにまさに銀行そのものが、例の大和銀行のように海外業務展開をやめたというところで引き揚げるということになればどうなるんですか。にっちもさっちもいなくなるんじゃないですか。結果的には、何だかんだ言いながら国際協力銀行が引き受けざるを得ないということになるんじゃないでしょうか。一〇〇%しつちやうということになるんじゃないですか。

○政府委員(黒田東彦君) 繰り返しになって恐縮でございますが、この法律二十五条第三項に償還確実性の原則というのがございまして、それから先ほど申し上げたような幾つかの歯止めがあるわけでございます。そのもとで御懸念のようなことのないように適正な運営を図らなければならないというふうに思っております。

○池田幹幸君 償還確実性の原則というのは、今

度の法律で初めて生まれたものじゃないでしょう。従来の輪銀にもあったでしょう。輪銀では全部返ってきているんですか。焦げつきはないですか、あるでしょう。

○参考人(保田博君) 輪銀は五十一年の歴史を持っておりまして、現在までに返済の繰り延べ等の措置をとったものはございまして、貸し倒れによってこれを償却せざるを得なかったというところはございませんでした。

○池田幹幸君 いわゆるリスク管理債権を含む不良債権を私が伺ったところ、大体三千億という答えを一昨日いただいたんだけど、これはうそですか。

○参考人(保田博君) ちょっと聞き取りにくかったのですが、三千億というのは輪銀のことでございますか。

○池田幹幸君 そうです。リスク管理債権一千二百四十三億円を含んで。

○参考人(保田博君) 私は、残念ながら三千億円という不良債権の数字は今初めて耳にいたしました。

○池田幹幸君 リスク管理債権は、千二百四十三億円というのは。

もういいです、時間がありませんから。

あなた、こんな数字はおととい聞いているのだから、ちゃんと下からも上がっていつているはずだから、質問通告もしているんだから。そういう点でちよつと、もし教えていただいた数字が違ふとすれば別ですよ、違ふとすれば。これは本当だろうと思ひます。

そこで、時間が来ましたのでこれで終わりにしますけれども、今までの協調融資で輪銀が引き受けている融資の割合が大体六割から七割というふうに向っているんです。そうすると、今度の国際協力銀行で上限をどの程度に設定されるか知らぬけれども、先ほど言ったような形で進んでいけば、結局は銀行の海外での不始末を、あるいはもうけようと思つて行つたんだけれどもうまくいか

ぬから撤退するというものについて、政府系金融機関がしりぬぐいする、国際協力銀行がしりぬぐいする、そういうことになるんです。

それで、そのツケがますますたまってきたときにどうなるのか。結局、国民にそのツケが回ってくる要素があるじゃないかという点で、こういう国際協力銀行の新たなつけ加えられた二点の業務というのについては非常に問題があるということを描いて終わりますが、最後に大蔵大臣、もし何らかの御感想があれば聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) ちょっと最後の数字のことがよく私にわかりかねましたし、なおよく私からも聞いておくことにいたします。

○三重野榮子君 社民党の三重野榮子でございます。情報公開の観点から数点伺いを申し上げます。

まず、法案第二十二条が規定する海外経済協力業務運営協議会について伺ひたいと思います。現在の基金においても、法案に定められているのと同様の関係行政機関が協議する協議が開催されておりますが、現在の運営協議会や運営協議会幹事会の設置目的及び開催実績はどのようになつていたのか、その点をお伺ひいたします。

また、OECDに関する政策決定を行う会議は、これら運営協議会、運営協議会幹事会のほかにもどのような会議が関係省庁等において開催されているのでしょうか。

そして、これらODAに関する政策決定にかかわる会議について、議事録あるいは議事要旨の作成、そしてこの会議の内容についてどのような情報公開が行われているか、経済企画庁長官にお伺ひいたします。

○政府委員(河出英治君) 現在の海外経済協力基金法におきまして、この運営協議会でございますが、この役割でございますけれども、基金総裁の諮問に依りまして基金の業務の運営に関する重要事項で関係行政機関の所掌事務と密接な関係があ

るものについて審議することとなっております。このメンバーでございますが、関係十省庁の事務次官をメンバーといたしまして、議題につきましては概算要求時ですとかあるいは年次活動報告、こういったものにつきまして年に一回ないし二回開催をしております。

なお、この運営協議会を補佐する機関として幹事会というのが下部組織でございまして、それにつぎまして年に二回程度開催をしております。

この運営協議会の議事録の公開の問題でございますが、現在は非公開とされてるところでございます。

なお、新銀行におきましては、近年の情報公開の推進の趣旨にもかんがみまして、情報公開をどうやって行っていくかということにつきまして検討していきたいというふうに考えております。

○三重野榮子君 そういたしますと、今まで議事録が非公開であつたということで、今後検討していきたいということでございますが、それだけのことしかないでしょうか。もう少し細かい内容はございせんか、検討したいという中身につきまして。

○政府委員(河出英治君) これは、まさに新銀行ができてから新総裁のもとでどういうメンバーにするかということもまた議論しながら決めていくものでございまして、ただいま委員がおっしゃいましたような視点を入れながら情報公開につきましても考えていきたいということでございます。

○三重野榮子君 それでは、現在審議中の情報公開法案は、行政文書の管理に関する基準を定めて開示する義務を行政機関の長に課しております。ただし、対外関係に関する文書については、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることについて相当の理由があれば除外されることとなっております。ですから、今まで非公開だったのかもわかりませんけれども、それとは関係ないかもわかりません。

それとは関係ないかもわかりません。

相当の理由があるかどうかについては最終的には司法の場で判断されることになりませんが、相手国政府に対する外交的配慮を行いつつ、我が国及び相手国の国民的な理解を得るためにはNGOとも連携し、当該援助の必要性について情報公開を行っていくことが必要であると私は考えています。

また、ODAにまつわる不祥事件というものがしばしば話題になります。特にことはもう何回も出ておりますけれども、最近では、インドネシア向けの円借款事業を受注した日本企業が相手国公務員へのリベートを支払い、それが国税当局から受注作業費と認定されて追徴課税される事態が相次いでおります。

今回の事件を受けて、建設省では既に外国公務員への利益供与を禁止している不正競争防止法を守るようゼネコン各社に注意したということでございます。また、国税当局もこの十数年来税務調査の中で受注企業がリベートを経費として不正処理していることを繰り返し指摘していたことも報道されております。このたび、インドネシアからも外交ルートを通じて日本側に資料提供を求めるという方針も伝えられております。国税当局はこのような認識しておられるか何うかとともに、このように我が国のODA資金の使途について会計検査院は調査を行うべきであると考えますけれども、大変長くなりましたが、この点につきましてお伺いをいたします。

○政府委員(森田好則君) 国税当局のサイドからお答えさせていただきます。

そういう報道があったことは我々ももちろん承知しておりますが、ただ、今お尋ねの件は個別にわたる事柄でございますので、答弁を差し控えてさせていただきますと思います。

ただ、一般論として申し上げますと、法人が取引の円滑化を図ることを目的といたしまして、その事業関係者等に対する接待、供応、慰安、贈答等の行為のために支出する費用につきましては、

税務上交際費として取り扱われることになりま

す。したがって、原則として損金の額に算入

されないことになるというわけでありま

す。いづれにしても、国税当局としては、

あらゆる機会を通じて資料、情報の収集に努めまして、課税上問題があると認められる場合には調査を行うなどにより適正な課税の実現に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○国務大臣(堺屋太一君) 委員御指摘の件につき

ましては、新聞報道を通じて私も承知してござ

います。本件につきましては、現在、外交ルート等

を通じて事実関係の確認を急いでいるところで

ございます。

なお、報道のあった円借款案件に関する入札

調達契約については、海外経済協力基金の調達

ガイドラインのとりどころ適切な手続の上で行わ

れていることはそのようでございます。

いづれにいたしましても、円借款の適切かつ効

果的な実施は極めて重要な課題と認識しており

ますので、手続の透明性の確保等、今後一層の努力をしていきたいと考えております。

○説明員(関本匡邦君) お答え申し上げます。

この件につきましては、現在、OECD等関係

機関が事実関係につきまして調査中ございま

す。

会計検査院といたしましては、その結果を待ち

まして検討してまいりたいと思っております。

○三重野栄子君 それぞれの担当のところで常時

御努力をしておりますでしょうか、こう

いうことが起こるといことは大変残念でござ

います。特に外国とのかわりにつきましては国

民も大変関心を持っておりますので、この結果

につきましてもできるだけ早くお調べいただきま

して、何らかの善良な政策がとられるように御要望

をいたします。

次に、世界銀行は、このような被援助国の腐敗

に対しまして、汚職など腐敗が蔓延した国に対す

る開発援助費は通常の三倍以上かかる、あるいは

国際金融秩序の再構築の青写真が最良であったと

しても汚職など構造的腐敗に満ちた経済を救済す

ることはできないと、その解消に全力を尽くす考

えを明らかにし、インドネシア向け融資を延期す

る措置をとっています。さらに世銀は、融資の使

い道を監視する新しい仕組みをつくることで政府

と合意しない限り融資を実行しない考えと、これ

も伝えられております。

ODAにまつわる不祥事件を受けて、円借款事

業の量ではなく質を問うべきであるという批判も

高まっておりますので、基金の総裁及び基金を監

督しておられる両大臣は、今回のリベート事件に

対処してどのように制度を改善していけばいいか

ということにつきまして、今起こっていることを

どうするかというのではなくて、これを契機にい

たしましてどのように改善すべきであるかという

ことでの考えを伺いたいと思います。

○参考人(篠沢恭助君) 一般的な御説明になると

思いますが、円借款におきまして調達責任は相

手国政府にまますとあるということでございますが、

私もその基金といたしまして、資金の効率的な

利用を図る、その適正を期する、そういった観点

から、事業費精算、調達あるいは貸し付け、各段

階で必要なチェックに既に努めてきておるところ

でございますが、今後ともこの厳しい方針は緩め

ないわけでございます。そして、現実の資機材、

役務の調達段階では、私も、先ほどお話ござ

いましたOECD調達ガイドラインに沿って調達

が適正に実施されているかチェックを繰り返して

おるところでございます。

円借款の調達は、国際一般競争入札、これを原

則としておりますから、競争の結果として実際の

調達においては必ずや合理的な価格が形成される

ものというふうな考えでまいりましたし、今後と

もその方針を続けてまいりたいと思います。そし

て、実際に私もからお金を出すという貸し付け

の実行に当たりまして、借款契約上義務づけら

れました必要な証憑書類の徴求、具体的に証憑書

類を私どもに送らせまして、それをチェックいた

しまして資金使途の確認を行った上で貸し付けを

行う、この方針も今後とも維持してまいりつも

でございます。

それから、今の腐敗防止の観点から、仮に不適

正な調達あるいは貸付実行請求書類の虚偽記載、

こういったことが明らかにになりました場合には、

現在の借款契約におきましては借款の該当部分の

取り消しとか一部分ないし全体の繰り上げ償還と

いったような必要な措置がとれることとなつてお

りまして、いわゆるリベート等不正行為を防止す

る仕組みとなつていくわけでございます。

今申し上げましたように、チェックシステムは

開発途上国側がなかなかそれに習熟するのが大変

だというぐらひかなり厳しくしておるのでござ

います。現実問題としていろいろな報道がなされ

るといったようなことにつきましては、それぞれ

のケースを具体的に調べるほかはないと思いま

す。仮に不正行為が明らかになりました場合の当

該企業に対する制裁措置については、これは調達

契約の当事者たる借入国の方で当然判断、決定す

べきこととございまして、私も直接制裁措置

的なことに乗り出すということは現在の借款契約

上の明確な根拠はないのでございます。

しかし、今後は、もしそういうことで具体的に

明らかにになりました場合は、借入国とも十分協議

の上、円借款受注企業の不正行為が客観的に立証

される場合には、私もOECDも直接必要な制

裁措置がとり得るよう、またとり得るかどう

かということでございますが、この点、改めて検討

させていただきますと思っております。

○国務大臣(堺屋太一君) 今回のような報道がな

されましたことについてまことに遺憾に思つてお

りますが、国民の貴重な税金を用いて援助を行

う以上、援助が適正かつ効率的に実施されねばなら

ない、そして被援助国に真に役立つ効果的な支援

が行われねばならないと思っております。

こうした観点から、九八年度から円借款に係る

交換公文に反汚職条項を導入するなど、不正防止

チェック手続をとっているとござい

さらに、本年二月からは不正競争防止法が実施され、外国公務員等に対する贈収賄も禁止するといふようなことをやっております。

本件につきましては、事実関係を確認する必要がございます。政府といたしまして円借款が適切かつ効果的に実施されるように一層の努力をしていく所存でございますけれども、まず、この報道された件につきましては、事実関係をしっかりとしてからまた御報告申し上げたいと思っております。

○三重野榮子君 どうもありがとうございます。

私もアジアのある国の、小さな国ですけれども、皆さんからお金をいただいてカンパをいただいて、小学校とか中学校、ボランティアをやっているんですけれども、そういうことを伺っておりますから、確実に計画書として契約書をもらって、それからお金を持つていって、できたら翌年必ず、その翌年もまた行くというようにことをやっているんです。政府は大変だろと思っておりますけれども、今大変細かく伺いまして、ありがとうございます。

このような不明朗な資金の流れを断つにはいろいろ方法はあると思っておりますけれども、ODA業務に関する会計検査院による検査の充実とともに、情報公開の促進がやっぱり必要であると考えます。特殊法人の情報公開については、衆議院における情報公開法案の修正によりまして、二年をめぐって法制化することが規定されております。

今般の国際協力銀行法第十九条には、新たに役員及び職員に対して罰則の守秘義務が課されております。もちろん金融機関としての守秘義務の必要性も一定の範囲において理解できる場所です。しかし、財政投融資の対象機関として、新銀行には各案件の出融資決定過程、その使途及び機関としての財務の状況について、さらなる情報公開の必要があると考えます。

今も幾らかお話しただきましたけれども、経済協力基金あるいは日本輸出入銀行総裁もそれぞ

れおいででございますから、今までの経験も伺いながら、これからの問題についてお伺いできればと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(堺屋太一君) 国際協力銀行の業務の情報公開については、政府機関の一員でございますので、情報公開に関する全体的な方針を踏まえて、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

財務状況については、決算報告書、財務諸表等の公開を義務づけるとともに、役員の給与等の支給の基準につきましても、昨今の特殊法人の運営の透明性に関する関心の高まりにこたえて、広く公開することにしております。

また、出資・融資状況につきましては、現在、両機関において年次報告書をまとめ、インターネット上のホームページを開設する等積極的に情報の公開を行っております。国際協力銀行においてもこのような積極的な情報提供を継続し、業務に関する国民全体の一層の理解が得られるように努めたいと考えております。

特に円借款の供与につきましては、より一層国民の理解と支持が得られますように、供与国たる我が国の存在をより明らかにすべく、国際協力銀行に海外経済協力業務実施方針を作成させましてこれを公表することとし、それによって一層業務内容の明確化をしていきたいと考えております。

インターネットなど、いろいろ新しい機器を利用することも考えておりますので、ごらんいただければと思います。

○三重野榮子君 大変ありがとうございます。

質問は以上でございますが、要望を一つしたいと思います。先ほど、中議員からもございましたけれども、もう一つの問題として職員の積極的な人材育成という点につきまして、小説家でもいいと。どなたでもいいかもわかりませんが、初め採用されてずっとその場で働いてこられた方を、一生懸命に勉強し努力してこられた方もたくさん

いると思えますから、そういう方々の能力も生かしたような人材育成それから登用、登用というか採用していく、そういう点の御努力を新銀行におきましてぜひお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○国務大臣(堺屋太一君) 国際協力銀行法案の目的を達成するために、経済協力に関する専門的な知見とノウハウが組織及び業務の運営に十分反映されるよう積極的に人材を養成していかなければいけないと考えております。特に、現地語、現地習慣等もございまして、そういう点を含めて人材を育成するということが必要だと思っております。

総裁につきましては総理大臣が任命することになっておりますけれども、プロパーの職員の登用につきましましては、有能な人材の育成、活用の観点から配慮がなされるものと考えております。

特に、この二つの機関が一緒になりました場合、ノウハウあるいはそれぞれの知識の蓄積、そういった科学技術の面というよりもプロジェクトをつくる文系の知識というのが非常に重要になっておまして、これは日本の弱点の一つにもなっております。そういった意味で、大いにプロパー職員といえますか地域の専門家を育てていきたいと思っております。

幹部職員につきましては、これまで特殊法人において国家公務員出身者の役員の数を抑制するなどいろいろなことをやってきました。そういうことも踏まえてこれから適切な人選をやらせていただきたいと考えている次第であります。

○三重野榮子君 ありがとうございます。

○星野明市君 私は、本題に入ります前に、このたびの国民銀行の問題について若干質問をさせていただきます。

金融再生委員会が、先日、十一日に国民銀行をブリッジバンク形態に移すという御決定をなされたのでありますが、日銀の某理事が、既に国民銀行の日銀審査において、昨年の六月から八月にか

けて、これは資産内容が相当悪化しておいて、金繰りの問題ともあわせ現在の状況を示唆するような発言をしていると報道されておりますけれども、再生委員会はそこについては御存じだったのでしょうか。

○政府委員(森昭治君) 再生委員会としてはそのようなことは報告を受けておりません。

○星野明市君 私は、昨年の秋の臨時国会の予算委員会でも、長銀は債務超過かという質問を一言やって、日野長官から債務超過とは聞いておりませんという返事をもらって、何だ、実際あけてみたら債務超過だったではないかと。そういう食言的なことを聞いています。

今度の問題も、第二地銀の一部に相当問題ありということが前から言われておった。特に、パブル期に第二地銀は、都市型の第二地銀というのは貸し先がなく不動産にかなりのめり込んだという事実があるわけですから、そこら辺は実際に調べてみなければわからない式だけでなくて、想定される中でどうだったかということは専門家なら当然わかるわけですよ。

だから、聞いていないとかそういうことではなくて、そういうことが想定されていて検査に入っただのかどうか、そこはもう一回お聞きしますけれども、どうですか。

○政府委員(五味廣文君) まず、昨年の長銀に關します日野長官の答弁でございますが、これは、その当時明らかにしておりました三月期の決算あるいは日銀審査の結果などに基きますと債務超過というような情報にはなっていないということをお答え申し上げたというふうに私は理解をしております。

国民銀行につきましては、昨年の九月期あるいは三月期、これらの決算につきまして国民銀行が自己査定、そして償却引き当てを監査人と相談して行い、同時に外部監査を受けるという形で出てきておまして、当局といたしましては、その時点で国民銀行が債務超過であるというような認識

は持つておりませんでした。

一月十九日に至りまして、こゝへ立入検査をするということ、これは自己査定初めての年度でありますから、主要行、地銀、第二地銀、すべてについて一度検査をしてみようということで集中検査に入りました。その一環として検査に入つてみましたところ、十年九期期におきましては追加償却引き当てが大量に必要であつて債務超過の状態にあるということが明らかになつたわけでございまして、検査に入る前の段階で資産超過であるという決算の情報以外を持っておつたわけではございません。

○星野明市君 国民銀行をブリッジバンク形態にした理由、それをちよつとお聞かせください。
○政府委員(森昭治君) お答え申し上げます。金融再生法上の破綻処理の制度といたしましては、金融整理管財人による管理処分というほかに、すなわちこれがブリッジバンク方式でございますけれども、そのほかに特別公的管理という方式もございます。

国民銀行の破綻処理に当たりましては、当委員会におきまして法律の規定に照らして検討をいたしました結果、国民銀行の規模等を踏まえれば特別公的管理で対応すべき事案とは考えられず、金融整理管財人による管理を命ずる処分による対応が適当であるという結論に達しまして、そのように議決した次第でございます。

○星野明市君 この問題、いつかもう一回詳しくやりたいと思うんですが、先ほども私が申し上げましたとおり、第二地銀、しかも都市型の第二地銀というのはパブル期に貸出先がなかった、それで当然不動産その他にのめり込んだという事実がございまして。金融監督庁のこれはカテゴリーだと思ひますけれども、これからそこら辺の問題というものが続々と出てくる可能性もある。また、いわゆるペイオフの問題とも絡んで、体力の弱くなった第二地銀の問題というのがこれからやっぱ一つの大きな問題になると思ひます。

りとした検査、それから問題が起つたら素早く措置をする、先延ばしにしておく資産劣化というのがあります。起る、こういうことを身をもって示していただきたいと思ひますが、御見解をいただきたいと思います。

○政府委員(乾文男君) 地銀、第二地銀を含めた地域の金融機関を取り巻く環境も、パブル経済の後のいろいろな資産価値の低下等を反映いたしまして、また長期にわたる景気の低迷等を反映いたしまして、いろいろな面で苦戦をしております。状況は一般的に見られるわけでございまして、そういう状況の中で不良債権の早期処理ということが喫緊の課題という意識は私も強くしております。銀行自体もそういう問題意識を持って現時点で積極的に取り組んでいるところというふうに認識しております。

また、金融システム改革が進んでまいります中で、収益性を高めて金融機関経営の健全性を確保していくということは、これは我が国の金融システムの安定のために非常に重要なことでございまして、そうした観点から今後とも一層の経営合理化、効率化というものを求めていきたいと思ひます。

ただいま先生御指摘になりました適正な措置を講ずるということとは全く私どもも同感でございます。検査あるいは銀行側からの決算に基づきまして一定の状況を把握しました場合には、例えば昨年の四月から導入されました早期是正措置等によりまして的確な措置というものを講じて、早期に金融機関の健全性が回復されるようなことを念頭に置きまして十分努力してまいりたいというふうに考えます。

○星野明市君 国際協力銀行法案について若干の質問をさせていただきます。

今度、輸出入銀行と海外経済協力基金が一緒になりますと、貸出規模で輸出入銀行が約十兆、それから協力基金が九兆数千億ですか、両方合わせると約二十兆近い貸出しを持つ巨大銀行が誕生するわけです。これは、政府系の金融機関でも特別

な住宅金融公庫を除くと、開発銀行の十六兆を上回つて最大になるわけですね。そうすると、約二十兆の貸出しを持つ都市銀行というのはどこら辺が想定されるのか、またはどこどこを合併したぐらいの規模のものが想定されるのか、ちよつとお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(堺屋太一君) 本二行が統合いたしますと、平成九年末で十九兆円を上回るほどになります。もつとも、これと同じときに開発銀行の方も合併いたしますので十八兆弱、大体似たような、少し大きいぐらいになります。これを民間銀行と比べますと、大体、東海銀行が二十兆、あさひ銀行が二十一兆、富士銀行になりますと三十一兆というふうな数字でございまして、いわゆる都銀の下位ぐらいに当たるほどの金額、額だけで言いますとそれぐらいになります。

○星野明市君 もちろんカテゴリーが違ひますので、単に貸出規模だけでどのぐらいかというおおよそのあれをお尋ねしたわけでございまして。

それで、海外協力基金の方は円借款でございまして、輸出入銀行でも円ベースでの貸出しというのがあると思ひます。これはどのぐらいになりますか。

○参考人(保田博君) むしろ円建ての融資が本行の建前でございまして、平成十年度で申し上げますと、融資額の五六%が円建て、残りの四四%がドルを中心とする外貨建て、こういうことになっております。

○星野明市君 これは、官澤大蔵大臣なんかはしばしば東南アジアへお出かけになつて、多少は各国から苦情的なことをお聞きになつて、多少は各人ですけれども、要するに円建ての借款をしたことによつて、円が高くなつたときに、その国がどれだけの多くの負担をして返済をしなくちゃならないかというこの問題が起ると思ひます。

そうすると、大体輸銀もそれから協力基金も今までのくらゐ、いろいろありますけれども、円は結局今は百二十円ぐらいのボックスで落ちついていますが、ずつと高くなつてきたわけ

ですよ。ですから、恐らく貸し出しをしたときのレートはもう少し安くて現在は高い、こういう状態だと思ひますが、それはどのぐらいだと思ひますか。

○参考人(保田博君) 具体的な数字を今持ち合わせておりませんが、本行の平均貸付期間が七、八年でございまして、七、八年前と現在とを比べますと確かに円高になつておると思ひます。その分だけ実質的な借入人の負担は高くなつてくるかと思ひますけれども、一方で金利が低いとかいろいろございまして、ひとつその辺は総合して御勘案をいただきたいというふうに考えています。

○星野明市君 これは東南アジアそれから中南米なんかもしかりなんですが、円高になるだけじゃなくて、現地通貨がドルに対してみんな安くなつて、現地の通貨がドルに対してドル安になるという形です。だから、ドルは円に対してドル安になるという形でも、彼らはバスケット方式でやればちつともドルの価値は変わらないということになりますけれども、特に東南アジアそれから中南米、ドルにリンクしている国の通貨は安くなつて、そこで二重の負担が起るというのが通例なんです。こゝら辺までお考えですか。

○参考人(保田博君) いずれにいたしまして、為替の変動が避けられないものと思ひます。そのリスクは借入人か貸付人か、どちらかが結果としては負わなければならぬと思ひます。ただ、本行としましては、やはり財務の健全性を要求される銀行でもございまして、為替リスクを借入人のために負担するというわけにはまいりませんので、貸付原資はできるだけ外貨建てにするとかスワップとか、リスク回避の手だてをいろいろ講じているわけでございまして。

○星野明市君 資料によりますと、輸銀の滞り債権、私はあえて滞り債権と言ひますけれども、これは約一千億、それから海外協力基金の方は当然もう少し多くて三千八百億ぐらいありますが、一九九七年の秋以降に起つた東南アジアの

通貨危機でこの滞り債権というのはふえたでしょう。それから、彼ら現地は要するに必死になつてこれを返済履行したか、そこら辺の状況はどうでございますか。

○参考人(保田博君) 一昨年来、アジアの諸国が通貨危機に苦しんでおるわけでございますけれども、本行に対する返済の延滞というものはございせん。まじめに返していただいております。

○星野朋市君 協力基金の方はいかがですか。

○参考人(篠沢恭助君) アジア通貨危機国、すなわちタイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、ベトナム、韓国と、こう規定してみますと、それらの国からの返済がおくれているという事実は特にございせん。

○星野朋市君 これとは直接は関係ないのですが、先日宮澤大蔵大臣に私は貿易の問題とそれから円建て貿易の比率の問題、数字を示して、これはフロアの面で円の国際化促進という問題についてお聞きしましたけれども、ストックもしくは金融の面においてやはりこれからの問題として円の国際化というものをどうやって進めていくか、または今がそういう一つの促進の時期ではないかと。日本のマーケットもかなり国際水準並みになつてフリーになつたわけですから、やはりフロア、ストックの両面から円の国際化というのを今強力に進めるべきだという私は持論を持っています。お聞き願ひたいと思います。

○国務大臣(堀内太一君) 円の国際化問題につきましては、国際市場においては一般の市場とは逆に良貨が悪貨を駆逐するというような状況がございまして、やはり使いやすい通貨でないと使われないということがございます。その意味で、日本の通貨もかなり規制緩和その他で使いやすくしてまいりまして、日本の通貨をなるべく多くの国々に外貨保有あるいは決済に使っていただくように努めているところでございまして、重要な課題だと考えております。

円の国際化については、政府といたしまして

これを推進するようにしております。我が国の短期市場の厚みを増すというようなマーケット政策の方でも考えていく必要があるかと思ひます。海外の投資家が我が国の国債などにも投資をしていただくような仕組みを具体的に取りますと、いきたいというのが基本的な方針でございます。

○星野朋市君 時間ですから、終わります。

○菅川健二君 輸銀と海外経済協力基金の統合につきまして、これまでいろいろ議論があつたわけでございますが、総じて言いますと、この両行の緑組というのは当事者にとつてもあるいは両親にとつても仲人にとつても嫌々ながらの緑組ではないかという感じが率直にいたしたわけでござい

私は、三月二日の参議院の予算委員会におきまして、宮澤大蔵大臣にこの両行の統合について御質問をいたしたわけでございまして、その記録を見ますと、「これが一緒に問題になる問題は対外的に見ますと、両行とも非常にいい仕事をしていて、片方はいろいろ投資やなにかしてありますし、片方は援助でございまして、日本のイメージとしてはなかなかよかつた」と私は思つておりました。」と。おりましてと申しますとこれは過去でして、今ここにおりますからという答弁になつておられるわけでございます。これを解釈しますと、前の内閣がつまらぬことをやってくれたものだから、自分としては嫌だけれども大蔵大臣としての立場として一応こういう法案を出したのですよというふうにとらえられるわけでございまして、いづれにしても、統合ということが既定事実になりつつあるわけでございまして、ひとつこの際、記録に残す意味で本音を語っていただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) たまたま私は輸出入銀行が発足いたしましたときに関係いたしましたし、その後、輸出入銀行と基金との間で各省庁いろいろございまして。私は、たまたま外務、大蔵、通産、経済企画庁、全部務めましたもので

から、この問題については公平な見方をできる立場にあると思つておるのですが、とにかくすみ分けがようやくできてうまく動くようになったということは思つておりました。

ただ、すみ分けをするということとは違ひを分けるといふことでございまして、それだけ共通部分もあるといふことなんでございまして。ですから、その共通部分を生かそうというのがこのたびの統合であると思ひますので、今までもうまくいつていただけて多少のリスクはあるけれども、しかし共通部分を生かしてやつてもらつたら、それも一つの考え方だろうと、こう思つております。

○菅川健二君 私の記憶に間違いなければ、たしか平成七年二月の村山内閣の決定においてこの整理統合が決まつたわけでございまして、その際、輸銀の総裁である保田総裁が、これはおかしいよというのを何か新聞記事に書かれておるのを讀んだ記憶があるわけでございまして、さすが大物の総裁といふのははつきり物を言われるものだなという気がいたしたわけでございまして。保田総裁も率直な感じをお伝えいただければと思ひます。

○参考人(保田博君) ただいま御指摘の平成七年二月は、まだ与党並びに政府の方針が決まつていない時期のものでございまして。でありますから、当時私は現場を担当する者として、御判断をいただくやうの幹部あるいは権限を持つております政府の皆様方に我々の考えておりますメリット、デメリットを御説明しておりました。その記事の一部が統合反対といふような受け取られ方になつたのかといふふうに思ひますけれども、私は、もと

もと政府関係機関の組織、機構をどうするかといふことは政府がお決めになることである、現場の者はそれに對してとやかく言うべきものではないといふふうに考えておりますし、決まつた以上その方針に従つて統合後の法人がいい法人として活躍できるように土台をつくるのが我々の仕事だと考えております。

○菅川健二君 いずれにいたしましても、過去を

ほじくつても仕方がないわけでございまして、事の成り行き上一緒にならざるを得ないという状況が生れつつあるということではないかと思ひわけでございます。

一緒になる以上法案におきまして業務の区分、勘定をきちつと分けるということとははつきりいたしておるわけでございまして、それぞれの事業ごとに、これがどちらの業務に属するかということに對外的にやはりその時点時点ではつきりアナウンスする必要がありますのではないかと思ひわけでございますが、その点いかがでございましょうか。

○政府委員(黒田東彦君) 先ほど御答弁申し上げましたように、まさに御指摘のようにODA部分と非ODA部分とは勘定、会計が完全に区分されておりますので、御指摘のように特定の融資の決定に当たりましては、当然それがODA部分で行われるのか非ODA部分なのかということは明確に決められますし、当然對外的にも明らかにされる、非常にクリアにされるということであるといふふうに考えております。

○菅川健二君 次に、新宮澤構想につきまして、昨年十月に三百億ドル規模の資金支援スキームが用意されたわけでございまして、このかなりの部分は輸銀、協力基金ないしこれからの新しい協力銀行に引き継がれるのではないかと思ひわけでございますが、現時点における具体的な進捗状況はいかになつておりましたでしょうか。

○政府委員(黒田東彦君) 御指摘のように、昨年十月に発表いたしましたから半年程度でございまして、全体として三百億ドルと言つておりましたうちの半分ぐらいのコミットあるいはインディケーションを行ひまして、着々とディスバースを進めております。

その中でいいますと、中長期のものが百十六億ドル程度でございまして、そのうち七十八億ドルが輸銀、三十八億ドルが基金でございまして。なお、あと五十億ドル、これは短期のものでございまして、短期のファシリティーという形で韓国に供与しようとしているものでございまして、それ

が五十億ドルございまして、全体で百六十六億ドルというのがインドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、タイに対して現時点でコミットした金額でございます。

半年程度としては非常にスムーズにいったっておりますけれども、これは相手国が非常にニーズがはつきりあったということ、これらの諸国に外務省、大蔵省、通産省、さらに輸銀、基金等関係者が一種のジョイントでミッションに参りました、先方の要望を踏まえて融資のコミットメントをしたということによるというふうに考えております。

○菅川健二君 大変順調な進捗状況だとお聞きいたしましたわけでございます。とかく言われておりますのは、各国に厳しい構造改革を迫るIMFの支援に対しまして、こちらの新宮澤構想というのはある意味ではこれまでのいろいろなしがらみの中の、例えば選挙目当ての施策とか、地元企業と政府との不透明な関係を温存したままそれに対する支援をするとか、どちらかというと甘やかしたくなるような施策もあるではないかという批判もあるわけでございますが、IMF等の機関との連携というのは十分とられておるのでございましょうか。

○政府委員(黒田東彦君) 御指摘のIMF等の国際金融機関との連携は、この新宮澤構想の実施に当たっては非常に重要なポイントでございまして、私どもから申し上げるのもなんでございまして、けれども、非常によく連絡がとれておると。彼らの融資の計画とすり合わせができた中で行われているわけでございます。

なお、御指摘の御懸念につきましては、それぞれの国に対する融資の状況を見てまいりますと、例えば通貨危機によって経済並びに社会的にも非常に大きなダメージを受けておりますインドネシアの場合などをとりますと、なかなかその立て直し、構造改革というのは難しいものがございます。こういうところに対しましては、IMF、アジア開発銀行あるいは世界銀行がさまざまな形で

構造改革を進めるための融資を行っておりますけれども、そういうところと協調融資をするという形で、インドネシアのニーズにも合わせ、かつ国際機関がやろうとしていることも協調しながら融資を行っております、いわゆるイージーマネーにならないように、あくまでも彼らの国の経済の立て直しに役立つような形で融資を行いたいというふうに考えております。

もちろん、これはバイラテラルな融資でございますので、我が国の自主性というものはあくまでも必要でございますし、ほかの国ですべて協調融資をやっているというわけではございませんが、協調融資でない場合でも当然IMFや世界銀行、アジア開発銀行とは連絡、調整をしながら進めております。

○菅川健二君 ひとつ今後とも他の国際機関等とも連携をとりながら適正な執行に努めていただきたいと思っております。

それから、このたびの法案におきまして、アジア諸国が発行する公債を協力銀行が保証する道が開かれようとしておるわけでございますが、いかなる事態においてこういったものを行い、しかもどの程度の効果を期待しておるのか、お答えいただけますか。

○政府委員(黒田東彦君) 御指摘のように、新しい国際協力銀行のもとにおきまして、アジア諸国等が債券を発行する場合に保証ができるというふうになっておるわけでございます。現在でも輸出入銀行は融資については保証ができるわけですが、けれども、債券については保証できないという規定があったわけでございます。したがって、これを行うことによつてこれらアジア諸国が例えば経済の立て直しのために必要な資金をマーケットで調達するということに、この保証を供与することによつて資金調達が容易になるといことが開かれるわけでございます。

ただ、御存じのように国際金融資本市場の状況はまだ十分落ちついておりません。したがって、これらの国が債券を発行するといったしまして、

まだ相当のプレミアムを払わなければならないというところで、にわかに進むとは考えておりません。保証することによつてプレミアムも若干少なくなるというところで、資金調達がやりやすくなると思っておりますけれども、まだ今すぐ大規模に進むというふうには考えておりません。

マーケットが落ちついてくるに従い、他方これらの国々が金融機関の強化その他経済構造改革にさらに中長期の資金が要するという場合にマーケットで調達しようということになれば、少し先にはかなりの効果を呼ぶというふうに思っておりますが、今直ちに大きな活用が行われるかどうかはマーケット次第、あるいはこれらの国の判断次第ということかと思っております。

○菅川健二君 大変判断は難しいかと思うわけでございますが、下手をしますと損失をこうむるといふこともあり得るわけでございまして、慎重に運用していただきたいと思います。

最後に、海外経済協力、ODAの資金についてとかく言われておるわけでございますが、その効率的な運用が行われておるかどうかということにつきまして、実施後の状況把握、その評価といふもの、内部的にはかなりやっておられるようでございますが、特に第三者を含めた監視体制といふことが、評価体制といふのを確立する必要があるかと思っております。この点について、いかがお考えでしょうか。

○参考人(窪沢泰助君) 私ども基金におきまして、この評価の問題については重点業務の一つとして実施をしているつもりでございまして、一つの業務につきまして事後評価を行いますことは、このプロジェクトサイクルの終点とまた次の始点をつなぐ重要な業務であるというふうに考えております。一九七五年度に事後評価活動を開始して以来、非常に大きな数の事後評価業務をやっております。

おっしゃいますように、第三者評価につきましても、これは非常に意味のあることでございします。もちろん、技術的な理由によりまして第三者

評価の数を非常に多くふやすということではできないのでございしますが、これを行いますことは事後評価制度全体に対しまして非常に大きな教育的な効果もたらすというふうなことで、これを着実にやっていこうと思っております。

平成九年度は第三者評価は一件にとどまったのでございしますが、十年度におきましては六件にふやしてこれを実施しておるところでございします。それぞれの詳しい内容は省略させていただきます。

○委員長(勝木健司君) 他に御発言もないようです。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○池田幹幸君 私は、日本共産党を代表して、国際協力銀行法案に反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、発展途上国の経済発展を支援することを目的としていた海外経済協力基金を商業ベースの海外投資中心の輸銀と統合し、我が国の経済発展に役立つ方向での業務実施方針を定めるとしたことは、途上国の利益より日本企業の利益を図るものとして批判されている日本のODAのゆがみを一層大きくするものだからであります。このことは、途上国の自立的発展と生活の向上という経済協力本来の立場に反するものであります。

反対する第二の理由は、本法案が貸付債権の譲り受け業務を新たに加えることによつて、これまで大企業の海外進出支援を中心としてきた輸銀業務に新たな助成の道を開くからであります。この債権の譲り受けによつて、貸し流し対策の特別融資を自分の不良債権のつけかえに利用したように、銀行から国際協力銀行が、アジアに進出した企業向けの不良債権を押しつけられ、結局、その肩がわりを公的資金ですることになりかねません。

以上を申し上げて、私の反対討論といたします。

○委員長(勝木健司君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

【賛成者挙手】

○委員長(勝木健司君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、広中君から発言を求められておりますので、これを許します。広中和歌子君。

○広中和歌子君 私は、ただいま可決されました国際協力銀行法案に対し、自由民主党、民主党、新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、自由党及び参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国際協力銀行法案に対する附帯決議(案) 政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 日本輸出入銀行及び海外経済協力基金の統合に当たっては、特殊法人の整理合理化を推進する趣旨にかながみ、その効率的な運営に努めること。

一 国際協力銀行の組織及び業務については、統合の効果を発揮させるため、積極的な人材育成と内部登用の促進を図り、併せて民間からの有能な人材の登用を通じて、経済協力に関する役職員の専門的な知見とノウハウが組織及び業務の運営に十分反映される人員配置とし、もって業務の一層の活性化を図ること。

一 国際協力銀行が行うODA業務及び国際金融等業務に関する情報公開については、国民の理解を得るため、今後の特殊法人の情報公開に関する法制上の措置を踏まえ、その内容の充実を努めること。

一 海外経済協力案件については、国民の理解を得るため、その決定の透明性を確保すること。

ともに、相手国の国民的な理解を一層深め、NGOとも連携した情報分析等を行うこと。

一 海外経済協力については、効果的・効果的な事業運営を担保するため、実施後の状況を的確に把握し、その効果に対する第三者による客観的な評価体制を拡充すること。

一 海外経済協力案件の決定において、環境アセスメントの導入を徹底し、相手国の自然環境等に与える影響を十分調査した上で行うこと。

一 国際金融等業務については、民業補完の原則を遵守して業務のスリム化を図り、貿易保険制度及び他の融資業務との役割分担を明確化するとともに、資金調達の在り方について検討すること。

一 国際協力銀行の設立後三年を経過した時期に、運営状況を勘案し、その業務について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長(勝木健司君) ただいま広中君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(勝木健司君) 全会一致と認めます。よって、広中君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、堺屋経済企画庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。堺屋経済企画庁長官。

○国務大臣(堺屋太一君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○委員長(勝木健司君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと認める者あり】

○委員長(勝木健司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(勝木健司君) 郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案並びに簡易生命保険法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。野田政府から順次趣旨説明を聴取いたします。野田郵政大臣。

○国務大臣(野田聖子君) 郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、以上二件につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

初めに、郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金事業及び簡易生命保険事業の健全な経営の確保するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金及び簡易生命保険特別会計の積立金の運用範囲の拡大を行うこととするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

郵便貯金事業及び簡易生命保険事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金及び簡易生命保険特別会計の積立金の運用範囲に、特定社債及び通貨オプションを加えることとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から起算して二箇年を超えない範囲内において政令で定めるものといたします。

次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、近年、慢性疾患の治療を受けているものの、仕事や日常生活を支援なく送っている者が増加していることにかんがみ、このような一病息災の時代に対応し、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、所要の改正を行うこととするものであります。

その内容は、被保険者が死亡したことにより支払う保険金額を死亡の原因に応じて異なる額とする簡易生命保険の制度を設けること等であります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から起算して二箇年を超えない範囲内において政令で定めるものといたします。

以上がこれら二法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(勝木健司君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十九分散会

四月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案

郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

（郵便貯金法の一部改正）

第一条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の三第二項に次の二号を加える。

十八 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二

条第五項に規定する特定社債で政令で定めるもの(第五項において単に「特定社債」という。)

十九 通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引(第十七号の政令で定める取引に該当するものを除く。)を成立させることができる権利をいう。)

第六十八条の三第五項中「又は金銭信託」を「金銭信託又は特定社債」に改める。

(簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正)

第二条 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の二号を加える。

二十四 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)

第二条第五項に規定する特定社債で政令で定めるもの(次項及び第六項において単に「特定社債」という。)

二十五 通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引(第二十三号の政令で定める取引に該当するものを除く。)を成立させることができる権利をいう。)

第三条第二項及び第六項中「又は金銭信託」を「金銭信託又は特定社債」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正)

2 資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の一部を次のように改正

する。

第二条第二項中「第十五号まで」の下に「及び第二十四号」を加える。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「により、」の下に「死亡の原因又は」を加える。

第二十二条中「保険金額に」を「保険金額(前条第二項の規定により主たる被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額を死亡の原因に応じて異なる額とする保険契約にあつては、当該異なる額のうち最も多い額とする。)」に改める。

第五十一条第一項中「事由」の下に「死亡の原因」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

平成十一年四月二十七日印刷

平成十一年四月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局